

第三十九回 参議院農林水産委員会会議録第十号

昭和三十六年十月二十四日(火曜日)
午前十時五十二分開会

委員の異動

十月二十三日委員亀田得治君辞任につき、その補欠として高田なほ子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 仲原 善一君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
森 八三一君

委員 伊能繁次郎君
青田源太郎君
植垣弥一郎君
河原 謙三君
重政 田中 啓一君
高橋 勲君
藤野 繁雄君
大河原 一次君
北村 暢君
清澤 俊英君
安田 敏雄君
大條 勝八君

衆議院議員

政府委員

農林省農林政務次官 中野 文門君
農林省農林經濟局長 坂村 吉正君
農林省畜産局長 森 茂雄君

事務局側
常任委員
会専門員 安乗城敏男君

説明員

農林省農林経済局参事官 松岡 亮君

本日の会議に付した案件

○オリソビック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○農業近代化資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業信用基金協会法案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会開会に関する件

○委員長(仲原善一君) ただいまから農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業信用基金協会法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員の異動について報告いたします。

昨二十三日亀田得治君が辞任、その補欠として高田なほ子君が選任されました。

○委員長(仲原善一君) オリソビック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(衆議院第一七号)を議題といたします。

本案は去る十九日衆議院オリソビック東京大会準備促進特別委員長から提出

案され、二十日に衆議院より送付せられ、本委員会に付託されました。

まず本案の提案理由の説明を求めます。衆議院オリソビック東京大会準備促進特別委員長代理伊能繁次郎君。

○衆議院議員(伊能繁次郎君) ただいま議題となりましたオリソビック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

オリソビック東京大会の開催については、かねてから国会といたしましては、かねてから国会といたしまして、数次にわたりその準備促進について態度を明らかにして参ったのであります。この趣旨に沿い、同大会の馬術競技のために使用する諸施設の整備をはかるため、日本中央競馬会の行なう競馬の開催及びこれに関する国の納付金について特例措置をいたそうとするものであります。すなわち、わが国における馬術競技の健全な発達に寄与することをもその任務とする日本中央競馬会が、オリソビック東京大会に協力することは適当であると存ぜられました。

さて、かねてから国会といたしましては、かねてから国会といたしまして、数次にわたりその準備促進について態度を明らかにして参ったのであります。この趣旨に沿い、同大会の馬術競技のために使用する諸施設の整備をはかるため、日本中央競馬会の行なう競馬の開催及びこれに関する国の納付金について特例措置をいたそうとするものであります。すなわち、わが国における馬術競技の健全な発達に寄与することをもその任務とする日本中央競馬会が、オリソビック東京大会に協力することは適当であると存ぜられました。

○委員長(仲原善一君) 次いで農業近代化資金助成法案(閣法第一八号)、農業信用基金協会法案(閣法第一九号)、農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)、以上三案を一括議題といたします。

三案は、去る十九日衆議院より送付せられ、本委員会に付託されました。

なお、三案に対する提案理由説明及び補足説明はすでに聽取らせておりません。そこで、きょうは三案の質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○森八三一君 一点だけお伺いいたしましたが、協会が新しく設置されることになりますと、当然そこには専任の職員が置かれることになると思います。その場合に、一昨年成立いたして間、全競馬場を通じて年二回の範囲において農林大臣の許可を得て臨時に

競馬を開催し、その競馬の国庫納付金については、その全部または一部を免除することとし、これによりオリソビック東京大会の馬術競技に使用する諸施設の建設整備をはからうという目的をもちまして本案を提出いたしました。

○説明員(松岡亮君) ただいま御審議についての提案理由の説明を終わりました。

○委員長(仲原善一君) 以上で本案についての提案理由の説明を終わりました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(仲原善一君) ただいま御審議についての提案理由の説明を終わりました。

○委員長(仲原善一君) 以上で本案についての提案理由の説明を終わりました。

○委員長(仲原善一君) 以上で本案についての提案理由の説明を終わりました。

○委員長(仲原善一君) 次いで農業近代化資金助成法案(閣法第一八号)、農業信用基金協会法案(閣法第一九号)、農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)、以上三案を一括議題といたします。

三案は、去る十九日衆議院より送付せられ、本委員会に付託されました。

○青田源太郎君 ちょっと近代化資金のことについてお尋ねしたいが、この近代化資金の定義といふ中の第2、第3の問題について伺いたいのですが、この「融資機関」という中に、近代化資金は農業協同組合組合関係にきつていますが、協会法案の方で「銀行その他」というようなことが書いてあるわけですが、これはこの前も私一応お尋ねしたのですが、銀行その他の金融機関が、この近代化資金を融資するということが実際にあるのかどうか、ちょっとお尋ね申し上げたい。

○説明員(松岡亮君) ただいま御説明いただきましたように、近代化資金法案においては、融資機関には系統の金融機関以外はまあ入っていないわけですが、信託基金協会法案のにおきましては、融資機関におきましては、第二

条第2項の第五号に「銀行その他の金融機関で政令で定めるもの」というのがございます。これは近代化資金法案

とは違うのでございますが、現在すでにできております各県の信用保証協会等の保証の対象には系統以外のものが若干含まれております。それらも考えまして、保証協会の方におきましては、系統以外のものに対しても保証であります。現にそういうことをやつておりますので、そういうふうにいたしたわけでござります。

○青田源太郎君 それでは一つ……。この協会の方に関連するわけであります、協会の基金というのは、いわゆる協同組合関係あるいは国、地方公共団体、こういうようなものが基金をしておるわけであります、その取りくずしの場合は、そういった関係機関の基金を取りくずすということになりますが、そういう点について、銀行その他金融機関は基金を協会に出していいないのでありますので、そういう点にわれわれはちょっと矛盾をきたさないかと思うのですが、こういう点についてお伺いいたします。

○説明員(松岡亮君) 基金を取りくずすような場合も、場合によっては出てくるのでございますが、それは系統の金融機関が融資している場合に、それを保証した場合に限る、かように考えております。

○青田源太郎君 取りくずしの場合には、この系統機関が出しておるものだけを取りくずすのですか。

○説明員(松岡亮君) 今御指摘になつております基金の取りくずしと申しますのは、解散した場合に、清算の際に取りくずす場合ではなく、おそらく融資の保証をしておる……

○説明員(松岡亮君) 代位弁済の場合をさしておられると思いますが、その場合には、剩余金あるいは基金の取りくずしによって、他の金融機関が対しても保証をする、こういう場合がございます。

○青田源太郎君 そういう点について、この農業団体でいえばこういう団体自体が基金を積み立てしたもので、そういう基金を出しでない銀行その他金融機関のいわゆる取りくずし今まで、代位弁済までその基金がするといふことについて、多少問題があると思うので、そういう取りくずしあるいは代位弁済の場合は、ただ保証するといふことはいいですけれども、代位弁済の場合には、その点何かひとつ考えてもらう必要がないかというような意見があるので……。

○説明員(松岡亮君) 確かに御指摘のような点があるかと思いますが、その点につきましては、今後の指導あるいは運営上、協会の定款を作る場合とか、そういう場合に考慮を入れたいと存ります。

○青田源太郎君 その次に、この3の近代化資金の定義の貸付の対象でありますから、この中の貸し付ける資金の中に、いろいろ畜舎とか果樹棚、こうずっと書いてあるわけですが、この中に小家畜とかあるいは飼料というようなものがワクにないわけであります。資金の貸付とそうしてこの一般的の貸付のワクが違うわけでありますので、今は申し上げましたように、小家畜とかあるいは飼料代というような貸付のワク

○説明員(松岡亮君) 今御質問は、たとえば家畜を買った場合に、それと一緒に畜舎による小家畜あるいは飼料資金まで一緒に借りていく、その場合に一緒に保証を受けたい……。

○青田源太郎君 いや、そういうものが近代化資金の対象になつていいないし、いうのですが……。

○説明員(松岡亮君) その点につきましては、確かに今回の近代化資金の構想が、従来の制度金融と違つて、むづかしい進歩と申しますのは、セット融資ができる。畜舎を作る場合、家畜と畜舎とともに一緒に融資ができる、こういう点になりますが、たゞ、今あげられました小家畜と飼料につきましては、今度作ります近代化資金は長期の低利資金、どちらかといえば設備資金という種類に属する資金でござりますので、小家畜の購入資金あるいは飼料の購入資金といふような短期の資金についても、農協が一緒にめんどうをみていく、こういふうにやれば、その点は解決できるものではないか、かよう考へております。

ただ融資機関は、同じ協同組合の農協が貸すということをございますから、近代化資金を貸し付ける場合に、それに伴つて必要となるそういう短期資金についても、農協が一緒にめんどうをみていく、こういふうにやれば、その点は解決できるものではないか、かよう考へております。

いうふうに融資する、いわゆる単協が保証するといふことは、これは一部資金でできるわけでございますが、さうすると、その近代化資金で養鶏やつたりそういうような飼料、そういうような設備というようなものは、近代化資金で借りないということになりますか。

○説明員(松岡亮君) たとえば群馬県設とか養鶏の相当規模の大きな施設等につきましては、近代化資金の対象になり得る、かように考えております。

○青田源太郎君 さらにちよと基金協会のことでお尋ねしてみたいのです。ですが、債務保証の面でございますが、大体これは保証額の八〇%といふことに施行令でなつていて、思いますが、実際こういうふうに国とかあるいは県とかそういう団体が基金を積むということで保証するといふならば、やはり一〇〇%保証するといふのではなかつたならば、八〇%を保証して、あと二〇%はこの融資機関が危険負担をしなければならないといふことになれば、単協の場合になりますと、かりに一千万という金を貸しても二百万は、やはり単協が危険負担するということがあるので、よほどこれは内容等を検討して、そうして貸付といふことが、私はもう保証額が非常に少ないというだけであつて、活用されないのではないかという心配もあるので、国とか県あるいはそういう団体が保証は一〇〇%するといふふうな行き方を持つていくのが本来じやないかと思うのですが、これについてお考えを承りたい。

○説明員(松岡亮君) その点につきましては、融通の円滑化をはかるといふ趣旨からいえば、確かに一〇〇%の保証を基金協会が行なうということが、あるいは望ましいかもと思うのですが、一面、近代化資金を作り、証券化制度を設けるという場合におましても、できるだけ系統金融の自らの運営を待ちたいということも考えておるのでござります。それで、全部特別の基金から保証するというのではなくて、できるだけ系統金融の自己ではないか、やはり融資をする系統の金融機関も、融資に対して一部の責任は持つたほうがよいのではないか、と、ようく考え方として、八〇%を限度として保証する、こういうようにしたのでござります。

摘の点につきましては、今後さらに研究をいたしたいと思いますが、私どもとして今まで考えておりましたのは、従来のこれの前身であります改良資金等におきましても、保証は八割を限度としておる、そういうこともございまして、特別に保証基金を系統の金融機関が積むということは、金融機関自体が内部において留保する貸し倒れ準備金とかあるいはその他の準備にかかると確かにいえると思いますが、それだからといって、融資機関自体が自分の融資の健全性を保持するために、それなら内部の留保をなくする、あるいはなくしてもらいたいのかよく疑問があるのでなかなかうか、そういう意味におきましても、融資機関にも一部の責任を持つてもらいたいからに考えたのでございますが、さらには手数料を取らぬことについてひつ考えを承りたいと思います。

ざいますが、まあ、この点につきましては、画一的に考えませんで、運用の面におきまして末端の貸付金利が七分五厘をこえないような場合におきまして手数料を取つてもよろしい。で、かかるようなことはないようになつたしない。どうしてもこえるような場合は、基金の運用益だけでその保証料の財源にいたしたい、そういうようにしておるのでございます。

○青田源太郎君 そうすると、末端の貸付金利が七分五厘以内の場合には手数料を取つてもかまわないということになつておるのでございます。

○説明員(松岡亮君) 保証料を出してコストが七分五厘をこえない、そういう場合にはどういうことも考え方られる、こういうことでございます。

○青田源太郎君 次に、保証協会の三章の会員のことについてちょっとお尋ねしたいのですが、この会員が、出資が一口と、そして一口が一万円、そして出資の口数と資格の口数と等数となっておるわけであります。が、こういうようなことでいきますと、会員として、総会というふうなことが非常にめんどくなる。ところが、この保証協会は配当せない、また脱退も自由にできないというような、いわば性質が、寄付同様、拠出金同様のものであると思うのであります。こういった組織でなしに、むしろ私は財団法人的のものにして、拠出金としていくのが非常にいいのかどうか、今のよくないうな社団法人的のこういうものであつて、総会を開くということにいたしまして、各組織団体あるいは地方公共団体あるいは農業者個人というようなも

のまでが出資者となつて、会員となることになる。総会を開くこと、うことに付いてもなかなか、大きな問題になれば、何千人というような者が集まらなければ総会が開けぬというふうなことになるわけがありますが、総会を開いてみても配当するわけでもなし、そうしてまた加入、脱退が自由であるといふふうに書いてあるけれども、実際問題としてこの会員となる者はやはり保証に関係がある者が会員となるので脱退はできないということになります。これは形式的のような会員であり、総会であるので、こういう占は、むしろ社団法人的のものでないに、財団法人的にひとつやつていただいく。現に、全国的にやつておるのが財団法人ばかりであつて、ほとんどそんな社団法人的のものはないと思うのでありますので、現在全国的に二十幾個の団体が後退したよろしくあります。現に、全国的にやつておる社団法人より後退したよろしくあるいは議決といふような点にもつと簡素化できるような考えがあるかないか、ひとつ承りたいと思います。

も、単協が会員となつた結果として、証を受ける資格ができる、まあこう、うふうにいたしまして、直接農業者は、出資をし、会員とならなくて、保護を受けられる、こういう仕組みにいたしましたのでございます。その辺の点につきましては、社團的な組織にするか財團的なものにするか、一長一短がある、と思いますが、まあこれは社團的な要素をかなり強くしておると申し上げてよろしいかと思います。

やる、それと近代化資金を一体として運用して、実質的には、ただいまお話をありました五分程度の金利水準で貸すように持っていくたい、そういうような構想も作りまして予算要求を進めております。

○**説明員(松岡亮君)** そうでございま
らくともいいということであるけれど
も、経営主体は同じなんです。

○藤野繁雄君 それで、経理は区別さればどちらで問題が起つたかという点ことはわかるけれども、経営主体が共同である以上は、一般資金のものににつきましても保証ができる、こういう制度にしたわけでございます。

るため必要な施策を総合的に講じなければならないこととしております。したがつて第四条においては、政府はこれらの施策を実施するため必要な法制上及び財政上——これにはもちろん税制上のことも含まれておるのであります。

録税法、印紙税法等の国税及び不動産税、取得税及び固定資産税等の地方税を通じ、税負担の軽減について、もつと用意切った特別の措置をとるべきではなかつたかと思うのであります。右に述べましたような税負担の軽減について、農

成る程心地好

○藤野繁雄君 今、近代化資金の話があつたから、私も近代化資金から……。この近代化資金の債務の保証の問題、いろいろ内容を読んでみますというと、近代化資金も一般資金も、ともに債務の保証をする、こういうふうに書いてあるのですが、その協会の

た場合において、損害を生じた場合に
は、経営主体に悪影響を及ぼすじやな
いか、近代化資金の保証が十分にでき
ないようなことに追い込まれるじやな
いか。であるから、私に言わせれば、
一般資金の債務保証はやるべきもので
ないじやないか、というものが私の結論な
いじやないか、といふのが私の結論な

よって損害を受けたならば、その經營主体に悪影響を及ぼすのです。であるから、今のお話によつてみまするといふと、一般資金を保証することができないような準備があるならばやつてもよろしいが、その準備がないところにはやらせないということに結論はなるの

す——必要な措置をとらなければならぬないといふ義務をつけてゐるのです。今回の農業基本法の関連法案の一つとして、農業近代化資金助成法案が提案されたのであります。が、農業の資本設備の高度化をはかり、農業経営の近代化に資することになつておること

業基本法執行のための第一の責任者である農林省は、いかなる考え方を持っておられるのであるか、また、大蔵省や自治省ともこの点について交渉されたことがあるか、交渉されたならば、その結果はどうであるか、こういうふうなことをお尋ねしたいと思うのであります。

卷之三

考え次第によつては近代化資金のみの債務の保証をしていいのであるかどうか、両方ともやらなくてはいけないのであるかどうか、もし両方ともやるというようなことであつたならば、一般の資金に対する債務の保証をやつた結果、欠陥が生じたならば、協会の運営に支障を来たすようなことがありやしないか、そういうふうなことを考えておられるかどうか、一応お尋ねしたいと思います。

んです。どうして一般資金もこれに債務の保証をやるということができるということに書いてあるのか、その根拠なんです。

○説明員(松岡亮君) ごもつともなごとでございまして、結局、法人としては一体でございますから、一般資金の保証のほうで大きな穴をあけまするところと、近代化資金の保証にも差しつかえてくるということがあり得るわけでござります。したがつて、その面につきましては保証率など定款あるいは業務規程で定めるというような場合もありまするから、その保証率のきめ方、あるいはその他の運用面において限度を

とは適切な措置であると考えられるのであります。しかして農業者は、この資金によつて農業近代化のためのいろいろな施設を整備することとなるのであるが、これらの施設の整備については、この法案による金融的措置とともに、税負担の軽減措置を講じ、税制の面からも農業近代化の促進をはかることが必要であるのであります。この法案の附則第九において地方税を改正して不動産取得税の課程標準の特例を設け、不動産取得税の軽減に若干意を用

○説明員(松岡亮君) ただいま御質問のありました点につきましては、もちろん基本法の精神に沿つて今後も地方税、特に固定資産税等の引き下げについて努力すべきことはもちろんでござりますが、この近代化資金によつて融資を受けた施設に限らず、一般に農家の方の持つ固定資産について、できるだけ軽減をしていく、こういうふうに考えらるほうがむしろ適切ではないか、かよううに考へるのでございますが、從来、

つきましては、近代化資金のほかに一般資金の保証もなし得るようになります。おわけでございまして、たゞ、その場合には、経理を区分いたしまして、近代化資金のほうの基金とそのほかに区別をしてそこに混淆を生じないよう工夫しておるのでございます。しかしながら、一般資金の保証は、必ずしも保証協会の必須の業務ではございません。したがって、実情によつては、一般資金に対する保証はやらなくていい、こういうことにいたしてあります。

る場合は経理を区分いたしまして、別途の会計で経理をしておらう、こういう体制に置いておるのでござります。それで、なぜそれならば一般資金をもやり得るようになつたかと申しますと、現に財団法人あるいは任意組織の形でできております信用保証協会、県の協会におきましては、いろいろな資金に対する保証をやつています、近代化資金の対象になるような施設だけではなくて、場合によつては農家の生活資金に対する融資の保証までやつておるのでございます。それらの業務も継承いた

○藤野繁雄君 次に、近代化助成法の附則の九によつて見まするといふと、地方税のこととはここに考へられておるようです。その他のことが考へられていないようです。そこで、少しく質問事項が前置きがあつて長くなりまするが、三十八国会において農業基本法ができ、その第一条において國の農業に関する政策の目標を明らかにして、第

いているが、この法案の所期するところを十分に達成するためには、この法案により農業近代化資金の融資を受けた農業者等が取得する第二条第三項に規定する施策については不動産取得税ばかりでなく固定資産税その他の税についても、この際、農業基本法の趣旨に従つて大幅に軽減する必要があると思うのであります。これらの点については、いろいろの法律によつて特例が定められているのでありますから、そのいろいろな法律の特例に従つて今回もやらなくちゃできないと思うのであ

農林省といたしましては、各種の協同組合の共同利用施設あるいは農家の固定資産税等の軽減につきましては、税制調査会等の機関に対し、あるいは大蔵省に対しましても、まあ引き続きその軽減方について交渉をし、ある程度の成果をおさめていると考えてゐるのでございますが、今後もそういうようになりますが、今後もそういうふうに努力をいたしたいと考えております。

○藤野繁雄君 今申し上げたように、大蔵省や自治省と交渉したことがあるか、もし交渉したことのあるならば、

○藤野繁雄君
一般資金の保証をやら

します関係で、近代化資金以外のもの

一案において、國はその目標を達成す

ります。しかしで、そのためには登

この近代化資金についてどういふべき

ら現在ののような法律になつておるのであります。あなた方が出したところの法律で、役員の任期を二カ年とする例がどういうふうなところの者の任期は、あつたら教えていただきたい、どれども経営上に支障を来たすのです。四年、市町村長の任期も四年、県会議員の任期も四年だ。あまりこの任期を変えたら経営上に支障がないか。こういうふうなことは、ある程度なれていかなくちやできないのだ。二年の別な例があつたならば教えていただきたいと思います。

くるくる変えるということはおもしろいのですよ。たとえば産業組合時代は理事の任期は三ヵ年、監事の任期は一ヵ年あるいは二ヵ年とかいつそうしてそれをただし書きで理事の任期は六ヵ年、監事の任期は四ヵ年となるというような言葉で書いてあつたそれが今度農協法の改正では、いろの指図によって短くなつたが、それはいけないからということで現在の役員の任期は二年となつていて、どうなことになつておる。通り一へんでもうものが、今のところはこういうふうなものは任期は三ヵ年なんです。これは役員の任期は二年となつていて、してそれを三ヵ年であるのを二ヵ年としたか、定款で定めるならば三ヵ年内でよろしいということであつたなんば、初めから三ヵ年にしたらいじらないか。この前の法律においても定款に定めたならば幾らでいいということを言って、実際は三ヵ年になつておる。法律の案文と實際と違つておる。だからこういうようなことは、三ヵ年でいいのであつたならばなぜ初めから三ヵ年にならないかということです。

○藤野繁雄君 農林中央金庫法の十二条には、「理事長及監事ハ定款ノ定ム所ニ依リ出資者総会ニ於テ之ヲ選べ」と、こう書いてある。であるから「選べ」と、うなづいてある。選任の方法は、定款で定めるのであるが、一体、定款ではどういうふうに定めさせようというお考えであるか。

○説明員(松岡亮君) 十一条の第一項の規定は、抽象的に「定款ノ定ムル所ニ依リ」としてございますが、大体何種の系統団体の御意見等も参考にいたしまして、ただいま考えておりますのは、理事長監事は、出資者総会といふのは事実上なかなか開かれませんので、総代会で選任するということにしてしまして、その場合には、円滑に理事長及び監事の人選ができるますように、何と申しますか、委員会のよくなきもの、かりに管理委員会と称しておられます、そういう委員会の組織を定款などで定めていただきまして、その委員会の推薦によつて総代会で選任するようにしてはどうか、こういうような考え方を持ってるのでござります。

○藤野繁雄君 そろそろするといふと、今度は「副理事長及理事ハ理事長ヲ任命ス」と、こう書いてあるから、理事長が任命するのであるけれども、一体、理事長、監事、理事といふようなものは、農林中央金庫の組織団体は各種のものがあるのであるが、その各種の団体に割り当てられる考え方であるかどうか、あるいは学識経験者をどのくらい入れられる考え方であるかどうか、これについてはそれが明らかでないが、そういうふうなことをどう考えておられるか。こういうふうなことが質問の要点なんです。

員の人選と申しますか、いわゆる民
化しまして、政府の任命制を廢止す
ということにござりますので、法律上
しましては、最小限度の規定を設け
して、できるだけその役員の選任に
いては自主的な方法で選んでいたた
く、という考え方をしておりますが、
非常に各種の団体、主たる団体と
しましても農林漁業それぞれの協同
合系統団体がございまして、そのほ
どもこれに関連しましたたくさんの方
体がございまますので、その間か
最も適任な役員を選任するについ
ては、先ほど申し上げましたような管
委員会、そういうふうなところでは
ある程度団体の全体の調和のとれる
うな構成でもって役員を選任すると
うようなところに落ちつけるのが考
られるところでないかと思います。
できるだけその際には、農林中金の業
務に専心する人であつて、農林金融
についての見識の高い人をそれぞれの団

が十名以内となつておりますが、大体その構成は、今、農林中金の構成団体となつております分野からいたしましたと、これは何もきつたことではございませんが、大体農業に関する所屬団体が四人ぐらいになるのであります。それから林業に関する所屬団体が二人、水産業が同じように二人、そのほかに学識経験者として二人くらい、今までの分野を前提としたしまして考え方であります。それで、大体の構成は、所属する団体の大きさ系統をそれぞれ代表するような委員会を作られる、そういうような考え方を持つております。

○藤野繁雄君 第二項では「審議委員会定款の定ムル所ニ依り業務ノ運営ニ關スル重要ナル事項ニ就キ理事長ノ諮問ニ応ズルモノトス」と書いてある。だから「諮問ニ応ズル」のであって、意見は述べることはできないのです。か。諮問に対する以外のことは何とも言つことができないのですか。

○説明員(松岡亮君) 制度の建前から申しますと、諮問されたことに対し意見を述べるのでございます。しかし、実際の運営におきましては、もちろん業務の円滑な運営をはかるために、それぞれの御意見は十分参考すると考えております。

○藤野繁雄君 それから罰則です。旧法律の三十四条と三十五条――三十五条は抹消してあるが、旧法によれば「理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ百円以上千円以下ノ過料ニ処ス」と、こうなつてゐる。そうして新しい法律によれば、それが三十五条になつて、

ておる。そして旧法と新法と対照してみると、新らしい法律では五号になつて「第三十一条又ハ第三十二条ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ反シタルトキ」と、こう書いてあるが、「百円以上千円以下」というのを「三万円」にした理由と、それから旧法の第二号と新らしい法律の第三十五条第五号とは違うか、違わないか。

○説明員(松岡亮君) この罰則は大体戦前の基準による罰則になつておりますので、量刑の程度が、これを戦後の、諸物価が上がってからのはかの法律はすべてこういう刑罰の基準に変わってきておるわけであります。それに合わせたのであります。で、古い規定の三十四条第二号と、新しい規定の三十五条第五号、これは大体相當するものでありますますが、今度の改正によりまして第三十一号と第三十二条が古い規定と内容が変わつて参りましたので、それに相応して、新しい三十五条の五号の規定の仕方が変わっておるわけであります。

○藤野繁雄君 従来の法律からいえば過料だけなんです。新しい法律によつたらば、三十四条で今度は罰金という制度が設けられておる。そうするといふと、従来は過料のみであったのを、今度は過料と罰金とを二つ並べて書いた。そうして過料を三万円、罰金も三万円とこうなつておる。罰金を加えたところの理由はどこにありますか。

○説明員(松岡亮君) これは、他の銀行法その他金融機関に関する立法の例に従つたのでありますと、従来の農林中央金庫の監督に伴う罰則が、今の金

金融機関に対する監督に伴う罰則の基準に照らしますて、まあ軽きに失した、こういうことでござります。みな同じような金融機関に対する罰則を設けておるわけであります。

しておるのですが、そういう事実が
でに農林省の調査によつて、最近どう
いう傾向になつておるのか、これをひ
とつ伺いたいのですが。

○説明員(松岡亮君) 最近の引き締め政策の結果として、末端の農協等における貸付が焦げつきになつたり、あるいは不良貸しになつたりするということは、まあ考えられることでござりますが、今のところ、まあ私どものところに達しているいろいろな情報では、まだそり立つてそういう事実があるということは聞いていないのでござります。しかし、引き締めが次第に末端に浸透して参りまするし、今後一そう進められるとなりますと、そういう可能性は十分あり得るわけでござりますから、今後指導に万全を期して参る、かよううに考えます。

○河野謙三君 当然起り得る事態ですね、そういうことは、過去においてもそういうものが絶無じやなくて、相当前、表に出たもの、また表に出ないけれども、そういう単協、特に単協において不正な事実といふものが隠されていることは事実でございます。それがこの経済界の不況によつて必然的に私は表面に出てくることは、これは何も予想でも何でもなくして、すでにそういうことは事実としてお考えになつていいと思う。そういう場合に、現在の許される監督規定の中におきまして、一段と監督を強化されないと、次から次に出てくると私は思う。そこで私は、農民の立場になりますと、一般の金融町の金融機関はたくさんありますから、町で生活しているような人は、自分の選択によつて金融機関を選ぶ。農村におきましては、町に行つて預金を

する事もできますけれども、これは事実は不可能であって、農民が持つ金融機関というものは農協だけなんですね。ありますから、一般の金融機関におけるところの大蔵省の監督規定以上に——まあ規定するものをやかましくするばかりが監督じゃございませんけれども——運用の面等におきましても、よほど細心の注意をしていかねと、全国的に非常に大きな問題が起ころてくると、私は憂えるのです。そこで私は、あとで資料でけっこうですから、最近の農民の預金の状況、たとえば単位農協段階において一体預金が幾らあるか、その預金が全部信連に行っているわけじやありませんから、信連の段階において幾らある、それから中金の段階において幾らある、その差額があるわけですね、常に。その差額の傾向はカープにしてふえているのか減っているのかということを、ひとつ私は資料でいただきたいと思うのですがね。というのは、非常にまあ理想的にいえば単協において組合員の預金を金融するということは一番理想ですよ、上まで吸い上げる必要はない。ところが、その陰に理想の陰に、非常な危険がある。特に員外貸付というの是非常に多い。また、その員外貸付をやらなければ金を貸すところがないわけですよ。また、その利回りを上げるわけにいかない。そこで、単協の組合員を始め幹部は、いかに利回りを上げるかということになりますと、これは員外貸付になる。員外貸付の一一番大きなものは土建業者ですよ。これは私は全般的にそうだと思う。ところが、その土建業界が、中小の土建業界が不況の一一番先に立つて、まず第一にたたかれ

るのは土建業者であろう、手をあげておられるのは当然です。でありますから、これから十分注意するというのじやなくて、私は、この際は、特別にやはりひとつ監査機構を動員してやるべきだ、こう思うのですが、これは私は毎度申しますけれども、あとになつて気がついたって始まらぬですよ。そういう点について、農林省はすでに何かお考えになつておられるかどうか。私は断言しませけれども、必ず起りますよ、これは全国的に。そういう点について、ちよつとお考えなり、また、具体的に何か考えておられるか。今までのようないい時代のように、あるいは年に何回とか、何年おきに何回とかいうことの、そんなゆうちよつた監査をやっておつては、私は非常な大きな問題になつる。それは農業団体の、ひいては信を問われる問題になる、かように思いますから、だから、農業団体が健全な発達をする意味合いにおきましても、農林省は農業団体と一緒につて監査に特段の御注意をいたいただきたい、こういうふうに思います。

して、さりに検査の結果不当と認められるものについては、それぞれ厳重な注意をして参つております。最近はそういう貸し出しがだいぶ減つてきておるのでございます。しかし、また金詰まりになつて参りましたので、そういう可能性が十分考えられまするので、今、具体的に何か考えておるかといふ御質問でございましたが、具体的に新しくということはございませんけれども、目下各方面で監査を実施中でござりますので、その際にはそういう点について特に念入りの監査をするよう指導して参りたいと思ひます。

なお、御要求の資料につきましては、別途提出させていただきたいと思ひます。

えて参りませんので、どうも年に一回全部の単協を監査するというようなどころまでは参つております。やはり二年に一回とか三年に一回とか、こゝまでいう状態でございます。

○河野謙三君 ですから、農林省当局はすでに十分その必要を認めておらるると思いますが、来年度の予算等においては、少なくとも、末端の単協には年に一回監査を県をしてやらしめることができるというくらいに、それに対する補助金その他をお考えにならぬことやらないと、特に私、前段申し上げましたように、不況を目前に控えて非常に私は問題が起るると思います。一方において麦の値段や米の値段を多少上げてみたところで、自分の村の農地が一ぺん参つてしまふたら、そんながや米の値段を一割、二割上げたって、そんなことは問題にならない。それもありましたし、これから必ずそういうことが予想されますので、私は、そういう点につきまして、予算の編成をこれからやるでしょうから、この段階で希望しておりますけれども、農林政策の予算要求の中でもこれを強く要求して、少なくとも末端の農民が、自分の財産をちゃんと安心して農協に貯金ができる、安心して生活できるということにしてやる、これ以上、私は農民の強い要求はほかにないと思うのですよ。それに一回回つたらいいほうですよ。そんなことでありますから、この点については、特に私はこの機会に希望しておきますけれども、こういう金融機構を

これから事業計画、資金計画、収支計画、それから非常に大事なことであつて、金利の決定あるいは改定、このほか出資の増減とか、定款の変更とか、どういう方針でも基本的になつておられます。事項、これらについて理事会に対する奉制の役割を果たす、こういうふうに考えております。

○青田源太郎君 そこで、そういうふうに何か僕は審査機関が必要であると思うのであります。次に、この経済の内容について、従来協同組合は、河野先生が言われたように、協同組合法によつて一年に一回の監査をせなくてはならないということになつておるんですが、この中金に対する業務報告書といふのは、この監査の面について、二十九条では、必要ありと認められて、二十九条では、必要ありと認められて、中金庫に状況を報告せしめるときには、必要のない場合は、このことなんですが、必要のない場合は、例年は、やはりこういうふう法的に中央金庫を監査するとかいふふうな面は、どういった方法でやらねばなりません。

○説明員(松岡亮君) 従前の法律によりますと、農林中央金庫に対する監査権は監理官の職権でやることになつてゐるのであります。これは大体従来は一年に一回監査を実施しております。その監査の仕方は、ほかの銀行等と同じであります。これは大体従来は一年に一回監査を実施しております。予告なしにやりまして、金庫等をまず押さえてしまして、急に実施している。予告なしにやりまして、金庫等をまず押さえてしまして、それから監査に入るというふうで、かなり厳重な監査を二年に一回実施いたしております。

○青田源太郎君 それでは何ですか、業務報告書というのは、これは協同組合法と同じようにやはり提出さすので

○説明員(松岡亮君) それは改正規の三十一條によりまして「業務ノ方ノ制限其ノ他監督上必要ナル命令ヲスコトヲ得」ということで、役員会あるいは審議委員の会議を通つた場合も、場合によつては命令を出すといふだけ定期的に報告をとつて参り、い、かよう考へております。

○吉田源太郎君 この中金法の第五各条でいうと、政府出資ということがあるので、これはまことにあります。それで、これはまことにあります。林大臣としては報告を求める権限を有するが故に、それを保してございます。それによつてどうぞお預け下さい。

ただ定期的に報告をとつて参り、い、かよう考へております。

○吉田源太郎君 この中金法の第五各条でいうと、政府出資ということがあるので、これはまことにあります。林大臣としては、報告を求める権限を有するが故に、それを保してございます。それによつてどうぞお預け下さい。

ただ定期的に報告をとつて参り、い、かよう考へております。

○説明員(松岡亮君) 従来ございまして、政府出資は全くなくなつたのでござりますが、今後も新たに政府から出資をするという考へは持つております。系統団体に十分な資本がございまなし、それを出資として集めて運営に支障がないと考えております。

○青田源太郎君 政府出資がなくなつたなれば、この五条の定款を変更する必要がありますが——この際こそこの改正をする必要はないのですか。

○説明員(松岡亮君) これは定款を改正しなければ現在の状態が違法ではあるのかどう御疑問と、ほかの点もあるが、必ず今回の改正は、いわゆる農中の民主化ということである最小限度の改正にいたしました。要はなかつたのですか。

○委員長(仲原善一君) 午前はこの程度にいたします。午後一時三十分再開することとして、暫時休憩いたしました。

だけ触れなかつたのであります。それと同時に現在の政府の出資すべしという規定が違法な状態ではないかとう点につきましては、これは過去において出資を実行している。したがつて出資すべしという規定に対する政府の義務は履行されて、それが戦時補償の結果としてまあ出資がなくなつた。その後、優先出資も償却されたということで、そのなくなつた状態が現在続いているということでありまして、今規定があつても違法な状態ではないかよう解釈しているのでございま

では五分に下げるという決議もつけられてい。青田委員その他の質問に対し、松岡参事官の答弁としては、無利子の金融を考えて、これらとあわせて五分程度にする、こういう答弁であつたのですが、その答弁の中身がどういうふうに計数的になれば五分程度になるのか、そして無利子の金というのは一体何なのか、それをひとつ御説明いただきたい。

て、この点につきましては来年度に
きまして農業構造改善の指定町村をさ
めまして、何年かの計画で非常に集中
的に構造改善事業を推進して参ります。
そういう指定町村につきましては、
の近代化資金を使いますことはもちろん
でございますけれども、特に力を入れ
入れまして、現在残っております農業資
改良資金の技術導入資金というのがござ
ります。これが從来は大体二十億にな
りし三十億のワクだけでございますが、こ
が、これは大体政府の金を直接無利子で
貸しておるわけでございます。昔の資本
を特別会計をもつまして、そこで融資を
いわゆる技術改良のため補助金にかわ
りましたものでございます。無利子の融資
をいたしまして、この近代化資金を現に
貸しておるわけでございますが、これ
を充実をいたしまして、この近代化
資金に加うるに、その無利子の農業改
良資金のほうからの融資を抱き合わせ
まして、そうして実質金利が五分程度ま
で下がるようにしていったらどうで
か、こういうことを現在考えておるわ
けでございまして、午前中の松岡參事
官の答弁はそういう趣旨であるうと
思つております。

資金のいわゆる本筋のものに「きまり」では、七分五厘といふことで考えて、ういう三千町村余りのものを何年かりますが、先ほど申し上げましたうに、現実に構造改善をやっていくらうものを何年かでやつていこう、こういうことを来度の予算では考えておりますので、片づけよう、構造改善事業を重点的に片づけていこう、こういうことを来度の予算では考えておりますので、あ来年度は三百町村ぐらいであろうと思いますけれども、そういうようなころでほんとうに構造改善を進めてく場合に、そこではどうせ当然近代化資金いろいろの資本装備をやってくわけでございますから、近代化資金を借りるわけでございます。しかしそれに一部今言いました農業改良資金の無利子のものがある割合は融資をたしまして、そして実質金利が全体してそういうようなところについて五分程度にいたしたらどうか、こうう考え方でございます。

が、二番目の問題につきましては現
在いわゆるどういう割合で、どういう
事業に対してもこれを抱き合わせてやつ
ていつたらどうかというようなことを
技術的にいろいろ検討中でございまし
て、いざれ来年度の予算の問題でござ
いますので、予算の編成期までには
具体的なものを固める、こういう態勢
でいろいろ検討中でありますので、ござ
いますからどうこうということは申し上
げられませんけれども、一応大体そ
ういう指定町村におきましては、とにかく
構造改善をやっていく場合に、近代
化資金等でねらいにしておりますよう
な施設に対して五分程度の金が借りら
れるよう、こういう目標でいろいろ
作業をいたしております段階でございま
す。

○櫻井忠郎君 この三十六年度予算編
成期、つまり予算要求の立場において
は、この近代化資金を新しく設定する
際に、国庫で二分の利子補給をやろう
という考え方で予算要求をやつたけれ
ども、大蔵省との折衝の段階でどうと
うそれが成立しなくて、国庫で一分、
都道府県で一分、一分ずつ合わせて九
分五厘が七分五厘になつた、こういう
ふうに私記憶いたしておるのですが、
今度の三十七年度の予算要求には、そ
の前の考え方から後退して国庫で一分の
補給をやると、つまり現在農林省がこ
の三十六年度予算で三百億のものを実
施しようとしておる段階、国から一
分、都道府県から一分、合計二分で七
分五厘にする、こういう考え方の予算
要求をされておるやに私記憶してお
る。なぜ考え方が後退したのか、その
点についてひとつ御説明願います。

の予算の編成方針につきましては、現在内閣でもまだ決定いたしておりませんし、ただ現在までいろいろ大蔵省に持ち込んでおりますものはいろいろなもののが出ておりますけれども、それはまあ事務的に一応実施計画を持ち込んでおるのでございまして、ハザレ三

十七年度の予算編成方針等も内閣できまるでしょうし、その際で十分ひとつ

こういう金利の問題等も検討しなきや
なあぬというよくなことで考えておる

○櫻井志郎君　これで終わりますが、
わけでもござります。

内閣の予算編成の段階において十分考慮をして、ということは、衆議院の審

議の段階においても附帯決議等がつけられたその精神を十分織り込んで、い

わばあなたの方の予算要求の考え方をもう少し推進してやりたい、こういう決

意ですか。

おりであろうと思うので」といいます
が、衆議院における附帯決議につきま

しては、農林大臣も努力をいたします
ということをおっしゃつておるのでご

ざいまするので、私たち事務当局とい
たましても、大臣の御趣旨に沿つて

最善の努力をいたしたいと考えます。
○櫻井志郎君 終わります。

C 北村暢君 まず第一点にお伺いいたしたいのは、今度の農業近代化資金の貸し付け金額を何とするか、――

貸し付ける資金の内容についてでございますが、従来の有畜農家創設資本金一百百萬圓を用意するにござります。

金——有畜農家創設特別措置法による
国庫の補助というものと、今の金利の
問題——の関連である。だが、どうも、

問題とも関連するんですか。それがもうものが入ってきてる。それからもう一つは、往来の公車資金あります。この

共同利用施設の資金、こういうものも

○政府委員（坂村吉正君） 今度の近代化資金におきましては、從来、農林漁業金融公庫から貸しておりますが、今までこちらのほうに移った状況、それと貸付条件というものが、どういう関係にあるのかこの点をまずお伺いいたしたいと思います。

臣指定施設の大部と、それから主務大臣指定施設の大部を近代化資金に移そう、こういうことを考へておるわけですが、ございます。もちろんその場合におきまして、共同利用施設等といいましても、たとえば発電施設であるとか、あるいは医療施設であるとか、非常に長い期間の一二十五年とか二十年のものがございます。こういうようなものにつきましては、これは公庫に残しておられますけれども、その他大部分のものについて、いわゆる協同組合系統金融として、これはやつていても適当なものじやあるまいかというふうに考えられるようなものは、共同利用施設、主務大臣指定施設の中からこちらに移す。こういうことになつております。

条件は御承知のとおり公庫におきましては、共同利用施設、主務大臣指定施設ともに七分五厘でございまして、金利は大体同じにいたしております。それから償還期限は、近代化資金においては、当初主務大臣指定施設におきましては十年、それから共同利用施設においては十五年、こういうことを考へおりましたのでござりますが、この前の国会で衆議院の審議の過程で御修正を受けましたので、十五年以内、

○北村暢君 それからもう一つは、有畜農家創設特別措置法のこの融資の条件で、従来この利子の補助に対し、「全部又は一部」、こういうふうに法律ではなっているわけですね。そうしますと、今度の場合、有畜農家ばかりでなく、多頭飼育ということで、すでに家畜を持っている者に対して、頭数をふやす者についても融資をするわけですが、この関係は、全部または一部ということになっている点と、従来の貸付条件、利子の補助の場合と、今度の融資の一分子利子補給の問題との関係で、これは不利にならないでしょうか、どうでしようか。

○政府委員(坂村吉正君) 有畜農家創設資金におきましては、従来は十分の補助をいたしております。そういう点で、この近代化資金に取り入れましても、今までよりも条件が悪くなるということは適当でないと思いましたので、この近代化資金の場合におきましても、有畜農家創設に関係するいわゆる家畜関係のものにつきましては、これは国の利子補給を十分の十するということを考えております。従来どおり国が二分の利子補給をする、こういう建前をとつております。

○北村暢君 それは有畜農家を創設する場合は十分の十補給するということです、頭数をふやすというものについての貸付条件は……。

○政府委員(坂村吉正君) その点は非常に実際問題としてはどういう工合に

区分したらしいか問題があるうと思ふのでございます。ですから、そこで実際の扱いいたしましては、有畜農家創設とかあるいは家畜導入とか、そぞろにいうような関係で考えまして、実際に年の年に家畜の導入ということを、ある程度の計画を立てまして、それに対するいたしまして、できるだけその分について、二分の利子補給をしたい、というういう工合に考えているわけでござります。

○北村暢君 したがつて、二分の利子補給を国でやるということになれば、一般的の近代化資金は一分の利子補給をするわけでしよう。それでこの畜産の振興についてだけは、頭数をふやすものは二分、それから有畜農家創設のものは十分の十の、十割の補助でござります。ということは、大体二分の補助でございます。二分全部を補助しておりますたわけでございます。ですから、新たに近代化資金で考えます場合にも、二分補給というものを、そのまま引き継ぎまして十分の十の利子補給をやっていこう、したがいまして、県費の義務負担というものはないわけになります。そういう結果になるわけでございます。同じく二分の補給をやつていこう、したがいまして、今は、半分は国が補助をします。それから家畜導入につきましては、二分全額を国が補給します。そういうことになるわけでございます。

○北村暢君 まだはっきりのみ込めないのですけれども、そうしますと、これについては県の補給の分、全部といふのは県と国とで全部ということになつておつたと思う。その県の分についての規制は今度の近代化資金法ではないですか、どうなんですか。

○政府委員(坂村吉正君) 一般的の近代化資金におきましては、県が二分の利子補給をいたします場合に、その半分の一分を国が利子補給を補助をいたします。こういうことでござりますけれども、家畜導入につきましては、県が二分補給いたしまして、これが二分補助いたしまして場合に国が全額を補助をします。こういうことになるわけでございます。

○北村暢君 そうすると、前の有畜農家創設特別措置法の第四条の解釈からいくといふと、利子相当額の全部または一部を補助するときの補助を要する経費、こういふものを政府が見る、こういうことになつてゐるんですが、これはそうするというと、これの解釈は、融資のあっせんがあつて、たとえば六分なら六分、五分なら五分のうち二分を補給する、それを、二分のうち全部もしくは一部と、こういうふうな解釈にこの四条はなつておるんですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(坂村吉正君) この有畜農家創設特別措置法の四条の条項は「全部又は一部」と、こう書いてありますけれども、実際は今まで予算で組んでおりましたのも二分の利子補給で、それに対する全額を補助する、こういうことで現在やつて参りましたわけでござります。ですから、その実績よりも低下することのないようにといふこととで、そのままこの近代化資金に取り入

もそこら辺の思想統一が、私は今説明を聞いただけではちょっと理解できな
い。したがって、今までの系統資金と
いうのは比較的短期の営農資金を貸す
というのがこの系統資金の大体の使命
であつたと思うのです。ところが、今
度は十五年という近代化資金が系統資
金の中に入つてくるわけですから、そ
うしますと、これは短期の営農
資金じやない。十五年という長期資金
になつて参りますというと、公庫資金
の中にも十五年というものがざらにある
わけですね。でありますから、そうい
う区別といふものは、従来の公庫と系
統資金との区別といふ考え方は、ここ
ら辺でちょっと改めなければならぬ
考え方がここに出てきているのじやな
いかと思うのです。それで、そこら辺
の思想整理をしていくというと、今の
公庫資金の総ワクはどのくらいです
か、全部の総ワクでどのくらいですか
わかりませんが、これはまあ林業、水
産含んでおりますから、そのほか災害
等も含んでおるわけですから、そ
うものをお除ぎますと、たいした額では
ないじやないかと思うのです。そ
うすると、そういうものは利子補給をし
て、近代化資金ということと、そういう
ことになると、この公庫というものは
非常に将来縮小するような傾向をたど
るのではないかということになると、長期資金とい
うものを利子補給してやつていくと、そ
うになると、この公庫といふものは
そうして公庫の直接貸しといふもの
も、実はパー・セント一九からいけば相
当ふえてきているわけですね。そして

この系統資金と公庫資金とが、金利の面においても、貸付条件の問題について、非常に競合する場面が出てくるわけですね。現実にそういう方向が出来ていると思うのですね。一体そういう点の問題について、どういうふうに处理されようとする方針でおられるのか。この点をひとつ回りくどくなくしていいのですが、あなたの言われるのわかるようでわからないので、わかるようひとつ説明をしていただきたいと思うのですがね。

できるだけ合理化をして、そうしてこの期の融資も、いわゆる系統金融でもできるようになります。これがほんとうの農民の要望だと思ふのです。ですから、そこで段階を追まして、一応こういう程度のものでれば、系統金融としてもやっていいつよいのではないかと、こういうもののがござります。公庫から移したわけでありまして、このほかに今までやつておりましたのは、系統の金を使いまして、政府が援助をして、特殊の目的のために融資をしておりました、たとえば有畜農家の創設であるとか、あるいは農業改良施設の施設資金というものがござります。そういうものについては、やはり同じような、何といいますか、農機具を工られるとか、そういうものにも出でています。わけでございます。そういう関係で、そういうものを一応統合いたしまして、系統の金を原資にして、足りないところは政府が補つて、系統の金融をそれなりにひとつ強化をして、今後はその合理化をはかつてできるだけ金利も下げていこう、系統自体の金利も下げるし、それから系統の金を農民に貸すというそういう、気分と態勢を作らう、これが一つの大きなねらいにならうと思うのでございます。ですから、先ほど例にございましたように、たとえば土地改良とかいうようなものにつきまして、公庫にござりますから、これから近代化資金でも考えておりまます。それがほんとうの農民の要望だと思ふのですが、これは從来もたとえば融資金額が十万円以下の非常に小規模の土地改良については、これはお互いがやつていくといふような、そういうような性格のものと考えまして、從来、農業改良資金の施設資金で融資をしておる

○北村暢君 大体その考え方方ははわかつたのですが、ただその系統が工夫をして大部分が農民の預金でありますからそういうもののを農民が使えるようにする、この考え方方は確かにいいわけです。ただ、そこで自主的にこの系統が長期資金として借りられるようなるということとは、これは農民にとっていいことなんです。ところが、そこやはり助成という意味が入っているのですが、とにかく国で利子補給をしたり、施策をとるわけですね。そこにやはり公庫資金と混同してくる問題が出てくるだろうと思うのですね。そういうことになれば、公庫は政府の出資といふことだけれども、出資やそのほかまあいろいろな处置をとりましまよけれども、国の施策として、政策金融にしてやる。しかも政策金融といふものが、系統資金にも利子補給をして政策的に農民に借りやすいようにして長期資金にしていくということになると、政策的な金融ということでは、やはり公庫資金を作った、余裕ある資金に利息補給をしたかという差がありまして、その状態というのを見ても、非常に進んできた状態の中では、金融の事情だ

か……、そ�でなしにまだはかに施策として、公庫として力を入れなければならぬものがあるために、系統に譲るべきものは譲る。公庫でもっと強化していくものは強化していくと、こういうことなのか。どうも私はまだ不勉強でわからないですかからね、そこら辺のところをひとつ。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるところ、今まで公庫でやつておったもののをできるだけ系統に移して公庫あるいは公庫のほうの金は減つてもいいんじゃないのかというようなあるいは誤解を受ける面もあつたかもしませんが、そういう考え方は毛頭ございません。そもそも出発は、公庫の融資がこれは毎年々々非常に多額の融資を必要とするわけでございまして、本年度は六百億、昨年は五百二十億ということで、毎年非常な増加をいたしておりますのでござりまするが、これはなかなか思うような資金ワークの増加というもののが十分にはいかないわけでござります。ですから、そういうような意味からいたしまして、これは公庫についてますます充実をしなければいけませんけれども、実際問題としてそれだけのそれでは需要に応ずるだけの金が公庫で完全にとれるかといいますと、全体の情勢を見ますると、必ずしもそういふようなことではないのじやないかと思うのでござります。本年度の六百億といましても、昨年に比べて八十多億増加いたしておつても、これはなかなか需要に対しても非常に窮屈であろうと思つております。ですから、そこでできるだけ公庫としては力を入れなければならぬ融資部門でござりますから、今後もまたふえて参りますから、

そこでできるだけ系統でまかなうものについて公庫の肩を幾らか軽くしようかと、こういつもりで公庫のほうにおいて必要なものにはこれを充実させてやつておけるようにと、こういう考え方のものに一部公庫からはずして参る、こういうことでございます。そこで、公庫におきまして、今まで共同利用用農業改良資金、それから共同利用施設とそれから主務大臣指定施設と、これを合わせますと大体三、四十億のものでござります。それから、そういう状況で非常に必要でありますけれども、たとえば土地改良だとか何とか、そういう非常に基礎的なものにどうしてもこれから金が必要るわけでございますので、なかなかこういう部門に対して公庫の中での割り振りが十分にできないような状況にございますので、そういうところをはずしまして、公庫は公庫として充実させたい、こういうつもりで考えております。

まして、いろいろ各県の県単事業の施設のために利子補給をしておるもののがあります。そういうようなことがあります。そこで、この近代化資金が発足をいたすと、いうことになりますると、各県におきましては、県でももちろん利子補給率を、いわゆる國の義務の補給率の一分負担だけではございませんで、さらにこれにプラスをして利子補給をしようという県も相当ござりまするし、それからまた末端の町村におきましては、これはこういう事業に対しても町村も負担をしようということで、町村におきましても利子補給を一分ないし二分やうと、いうようなところもございまします。そういうようなことで、国、県及び町村が全体が非常に一致協力ををして、大体これららの目的のための資金が相当金利が下げるというようなことになるんじゃないかと思います。全体としての統計といいますか、統計的なものはまだ調査はございませんけれども、いろいろ聞いたところだつておりますると、県で一分あるいはものによつては二分くらい、町村でもところによつては二分の補給をしようといつてやつておる町村もございます。ある県なんとかにおきましては、町村会が決議をいたしまして、この制度に対してはみんな歩調をとつて協力して町村負担をしていいことじゃないかというようなことをやつておるところもございます。非常にそういうような気分が大きく盛り上がってきておると思います。

負担する経費は一体どれくらいになるのか。三百億に対し一分ですからどの程度ですか、その予算がどれくらいなのかな。それとまた県なり町村がそういうふうに利子補給をするということは、今そういうものがあると、こう書われたのですが、その必要性は私はやはり必要があつて補給するんじやないかと思う。だから、それは県なり町村なり勝手にやるのであって、国でそういうことは知ったことはない、国は一だけ補助する、利子補給をすればいいんだ、これではさっぱり行政としてはいいかげんな行政じゃないか。それでは地方によつて非常にアンバランスが出てくる。個々の農家についても非非常にアンバランスが出てくるのじやないものでなければ、現在の農家といふのはいいということなんでしょうか。これは私はちよつとやはり問題があるのであります。どうだとするならば、そういう低いもの貸すといつても借りられない実態にちやないか、このようふうに思うのです。そうだとすると、それでなければならないといふのでなければならぬといふのであるのぢやないか、この農家の農業の問題の関係の融資の金利といふものについて國は一体どのように考えるか、これは一般金利の問題との関係からいつて重要な問題だと思うのです。それと比較は、一体國の金利政策として、農業はそういうふうな特別な安い金利にしなければならないと、こういう考え方のものとにそれが行なわれようとしておるのか、大蔵省あたり金利の補給をするという場合、もつとしてもいいたい。たいした予算じゃなければもつともやつてもいい、こういう考え方方

にもなるのだろうと思うのですが、それが金利政策の上からいって、農業だけにそういう低金利にするわけにいかぬ、こういうことが障害になつて国の補給する分が一分、こういうことにどまつておるのじやないか。こういうふうに思うのですけれども、これは、下がるものには下がつて差しつかえないと、こうおっしゃるのか、国の一 分補給ということはどういう意味でこれは予算の関係からできないのか。金利政策からできないのか、この点についてお伺いしたいと思う。農民はやはり低金利でなければ実際問題として借りられないと言つてゐるのですから、そういう実態にある中において、そういう点が一体どういうふうな方針でおられるのか、この点をまずお伺いいたしたい。

○政府委員(坂村吉正君) 近代化資金のための利子補給といたしましては、三十六年度におきましても三十億円の基金を一般会計に持ちまして、これは運用部に預けて運用するわけでござりまするが、六分に運用いたしまして、そういたしますると、一億八千万円という金がまるまる一年間預けられるわけございまするが、これは三十六年度の予算といいたしましては、一億七千万という金を一応利子補給として計上いたしておりますわけでございます。融資のワクは三百億でございますけれども、初年度でございまするし、制度がほんとうに動きまするのも、ある程度時期がずれましたものですから、平成を半分と見ますと、大体この一億七千萬でこの三十六年度の三百億というものに対する利子補給はまかなえる、こ ういう計算をいたしております。一分

の利子補給をするといいますことは、現在の大体組合系統金融の金利が、普通の一般の金利が九分五厘前後というふうに見ておるわけがござります。で、九分五厘の金では非常に高いのでございまして、そこでこういう設備に対する金利を幾らにしたらいいかということは、先ほど申し上げましたように、非常にむずかしい問題でござりまするけれども、一応公庫におきましては、年に七分五厘ということで今まで実行いたしておりますし、それから有資農家創設資金等におきましても、七分五厘ということでございまして、そこまで間の差の二分につきまして、国と県で半分ずつやろう、こういうことで考えたのでござります。ですから、したがいまして、金利水準からいきまして、これは一分以上の補給をすると非常に下がってしまうから、これはどうも工合が悪いというような考え方、あるいは予算が足りないから一分以上は補給ができないのだというような考え方のどちらかと言いますれば、私の感じいたしましては、五分や六分のものであれば、それは金利水準からいって、農業に貸す金がそれでは非常に工合が悪いのだという問題じゃあるまいと思つております。ほかの公庫や何かとのバランスの問題と、それからあとは補給方でこれはきめていいのじやあるまいかというふうに私は考えております。

○北村暢君 味ですと、今までの設備資金とか何か七分五厘になつておへたから、七分五厘になるように利子補給をした、それはそのとおりなんですが、その七分五厘というものが利子補給をしていないのじやないか、そのためには高いのじやないか、農業の実態からいって、高くて借りる者が実際問題としているのじやないか、そういうふうだと思ってるのであります。だから、それが予算の関係からだと、三十億なら三十億の六分の運用をやって、その利子で利子補給をしていくこうということですから。それにしてもこの公庫資金の出資のほうが三、四十億削られて、それをまあ運用するような形になって、今までと何も変わらないことになるのじやないか、国とすれば変わらないのじやないか、そんなような感じがするのです。ですから、これは各國の農業金利体系というものとの關係で、

も高い利子、償還等についても十五年
も、ずいぶん譲歩して十年を十五年に
修正したようですがれどもね。さらに
長期のものというものはあるわけです
よ。そういう点からいって、決してこ
れは満足すべきものではないのじゃな
いか、こう思うのですが、この一般の各
市中の金利との関係で、そういう関係
なしに予算の関係だけでそれができな
いとするならば、やはりこの欧米の各
国農業金融の利子、金利政策とい
うものとの関連でもっと下げるべきじや
ないかというふうな考え方があるわけ
なんですがね。それについてどうなん
でしょう、この村なり市町村なり県な
りで補給するものというのは、それに
まかせておくのじやなくしてやはり國
が本格的にこの七分五厘といふものを
もつと下げることを考えるべきじやな
いかというふうに思うのですが、これ
はどうでしょう。

で参つておるのでござりまするが、これを今後ともますますひとつ充実さしていくよう努力をいたしたいと思つております。

負担ができるのかということをほんとうにはじいてみますと、これはいろいろ問題がござります。それで私どもはいずれこの金利の問題につきましては、そういう根本問題にまで入りまして、農業金利というものをやはり検討しなければいかぬのじゃないかということで、いろいろ学者等も集めて検討もいたしておりますけれども、なかなかこれはむずかしい問題でございまして、どれだけ払つたらいいんだということは、それは的確にはなかなか出でないと思うのでござります。そういうふうなことで、非常にやはり金利をきめる場合におきましては、今までの実績あるいはその他を一応基準にいたしまして、そういうもので発足をして、それでやってみて、はたして農業がそれでペイしてやつていけるか、あるいは償還がほんとうにやつていけるか、近代化が進むか、そういう点をやはり見ながら十分今後の問題として検討して参りませんと、それじゃこれだけ下げればいいということはすぐに出でこないと思う。安ければ安いほどいいということは、もちろん需要といふ面からいえば当然でございますけれども、なかなかがそうも参りませんものですから、非常にそこら辺のきめ方がむずかしい問題でござりますけれども、とりあえずはこういう体系で発足をしていただきたいたらどうかというふうに考えておるわけでございます。

○北村暢君 今の御説明では、とりあえずと言ひますけれども、この七分五厘の金利といふものは今始まつたものではなくて、ずっと運用してきているわけです。公庫だつてもう何年かやつてきて、しかもも定期的な近代化資金と

して出すのですから、デンマークの例でいくと、貸し出し金利が四・五から六%で、平均で五%となっているのです。イギリスの金利が、償還期限が六年で半年年賦方式で金利が年五・五%、こうしたことですし、欧米先進国の非常に進んだ、日本が進んでおるか、欧米先進国が進んでおるか、どうが、その比較はどうかわかりませんけれども、わかりませんが、とにかく進んだ先進国といわれる国で、農業の金利というものが今言つた例、そのほかにあるのですが、大体この五分といふのが見当なんですよ。ですから、私は無理なことを言つているのではないかして、各国の例にもあるものと金利といふのが今言つた例、そのほかにあります。欧米各国と日本とは違うのだと、七分五厘でもいいんだと、こういう納得をさせる条件があれば、私は納得をするけれども、どうのうのだ、七分五厘でもいいんだと、農業というものを国際農業にたてる農業にして、こうと、近代化しようといふわけですね、そういう中において、各國の例のある五%といふものが大体標準になっているような状態の中で日本が大体七分五厘といふのはこれも低いほうだということになると、しかもこれは農林金融の中の近代化資金からね。そういう中でわざか三百億の融資するもの、それが非常に優遇して七分五厘でいくことでは、これはどうしても私は納得しないわけなんですよ。ですから、この金利の関係からいって、各國の欧米先進国の五分といふ大体の平均的な基準的なものが

ているのだから、そういうものをやります。これはもうずっと前から七分五厘といふのは発足しているわけですよ。今初めにやるわけじゃないのです、これは。そのため欧米先進国へ人を派遣し、調査もし、研究をしているはずなんですが、もうずっと前から七分五厘といふのは発足しているわけですよ。今初めにやるわけじゃないのです、これは。そのため欧米先進国へ人を派遣し、調査もし、研究をしているはずなんですが、もうずっと前から七分五厘といふのは発足しているわけですよ。今初めにやるわけじゃないのです、これは。

〇政府委員(坂村吉正君) 非常にむずかしい問題でござりまするが、欧米等におきまして、もちろん五分あるいは四分というようなものが相当支配的に多いのでございまして、まあこれは農業金融においてもそうでございますが、御承知のように、ただいま私数字的には申し上げられませんけれども、たとえば各国の公定歩合を見ましても、これは日本の公定歩合に比較にならぬほど安いわけでございます。それから、一般の市中金利もこれは比較にならぬほど安いわけであります。そういう努力がやはりなされなければならぬ。これはまだ検討中で結論が出ないといえどそれまでの話ですけれども、そんなことを今検討する段階じやないじやないですか。ずいぶんこれは長く続いている金利ですよ。ですから、そういう点でまずこれで発足させるといふことでは私は何とか理解ができるない。それを町村なり、あるいは県といふ地方財政の非常に貧弱な財政のこところに押しつけて、それで国は一分の補給で七分五厘でござりますというのでもう、私はどうも理解ができないのです。だから、欧米がそういうふうな感じで努力をして参つておるのでございまして、そこで現在の農業金融の金利体系が今まで理想的だとは一つも考えませんので、これは公庫の金利につきましても二十八年以來ほとんど変わらない金利をやつておるわけでございませんので、これは公庫の金利につきましては、公庫の金利だけではなく、いろいろ経済の情勢も変わつて参りまするし、農業の姿も変わつて参るのでござりまするので、こ

ざいまして、これはひとつ今後の問題としていろいろお知恵も拝借いたしまして研究をいたしたいと思つております。あなたは予算の関係で安くすると、いふんだつたら、まだ安くしようと思えばできると、こうおっしゃるから、それじゃ安くしたらと、予算ぐらいわざかなものですよ、一億八千万か一億七千万ぐらいの利子補給をしたって、それから、一般的市中金利もこれは比較にならぬほど安いわけであります。そういう努力がやはりなされなければならぬ。これはまだ検討中で結論が出ないといえどそれまでの話ですけれども、そんなことを今検討する段階じやないじやないですか。ずいぶんこれは長く続いている金利ですよ。ですから、そういう点でまずこれで発足させるといふことでは私は何とか理解ができるない。それを町村なり、あるいは県といふ地方財政の非常に貧弱な財政のこところに押しつけて、それで国は一分の補給で七分五厘でござりますというのでもう、私はどうも理解ができないのです。だから、欧米がそういうふうな感じで努力をして参つておるのでございまして、そこで現在の農業金融の金利体系が今まで理想的だとは一つも考えませんので、これは公庫の金利につきましては、公庫の金利だけではなく、いろいろ経済の情勢も変わつて参りまするし、農業の姿も変わつて参るのでござりますので、こ

たつて、ちょっと理解できないのです。これは、つまり目標に国としては農林金融の金利政策としては考えられなければならぬ。まずこれで発足してなんて、発足のためには、もうずっと前から七分五厘といふのは発足しているわけですよ。今初めにやるわけじゃないのです、これは。そのため欧米先進国へ人を派遣し、調査もし、研究をしているはずなんですが、もうずっと前から七分五厘といふのは発足しているわけですよ。今初めにやるわけじゃないのです、これは。

〇北村暢君 だから、やはりこれは金利全体の問題だと私は思つてます。あなたは予算の関係で安くすると、いふんだつたら、まだ安くしようと思えばできると、こうおっしゃるから、それじゃ安くしたらと、予算ぐらいわざかなものですよ、一億八千万か一億七千万ぐらいの利子補給をしたって、それから、一般的市中金利もこれは比較にならぬほど安いわけであります。そういう努力がやはりなされなければならぬ。これはまだ検討中で結論が出ないといえどそれまでの話ですけれども、そんなことを今検討する段階じやないじやないですか。ずいぶんこれは長く続いている金利ですよ。ですから、そういう点でまずこれで発足させるといふことでは私は何とか理解ができるない。それを町村なり、あるいは県といふ地方財政の非常に貧弱な財政のこところに押しつけて、それで国は一分の補給で七分五厘でござりますというのでもう、私はどうも理解ができないのです。だから、欧米がそういうふうな感じで努力をして参つておるのでございまして、そこで現在の農業金融の金利体系が今まで理想的だとは一つも考えませんので、これは公庫の金利につきましては、公庫の金利だけではなく、いろいろ経済の情勢も変わつて参りまするし、農業の姿も変わつて参るのでござりますので、こ

ざいまして、これはひとつ今後の問題としていろいろお知恵も拝借いたしまして研究をいたしたいと思つております。あなたは予算の関係で安くすると、いふんだつたら、まだ安くしようと思えばできると、こうおっしゃるから、それじゃ安くしたらと、予算ぐらいわざかなものですよ、一億八千万か一億七千万ぐらいの利子補給をしたって、それから、一般的市中金利もこれは比較にならぬほど安いわけであります。そういう努力がやはりなされなければならぬ。これはまだ検討中で結論が出ないといえどそれまでの話ですけれども、そんなことを今検討する段階じやないじやないですか。ずいぶんこれは長く続いている金利ですよ。ですから、そういう点でまずこれで発足させるといふことでは私は何とか理解ができるない。それを町村なり、あるいは県といふ地方財政の非常に貧弱な財政のこところに押しつけて、それで国は一分の補給で七分五厘でござりますというのでもう、私はどうも理解ができないのです。だから、欧米がそういうふうな感じで努力をして参つておるのでございまして、そこで現在の農業金融の金利体系が今まで理想的だとは一つも考えませんので、これは公庫の金利につきましては、公庫の金利だけではなく、いろいろ経済の情勢も変わつて参りまするし、農業の姿も変わつて参るのでござりますので、こ

ざいまして、これはひとつ今後の問題としていろいろお知恵も拝借いたしまして研究をいたしたいと思つております。あなたは予算の関係で安くすると、いふんだつたら、まだ安くしようと思えばできると、こうおっしゃるから、それじゃ安くしたらと、予算ぐらいわざかなものですよ、一億八千万か一億七千万ぐらいの利子補給をしたって、それから、一般的市中金利もこれは比較にならぬほど安いわけであります。そういう努力がやはりなされなければならぬ。これはまだ検討中で結論が出ないといえどそれまでの話ですけれども、そんなことを今検討する段階じやないじやないですか。ずいぶんこれは長く続いている金利ですよ。ですから、そういう点でまずこれで発足させるといふことでは私は何とか理解ができるない。それを町村なり、あるいは県といふ地方財政の非常に貧弱な財政のこところに押しつけて、それで国は一分の補給で七分五厘でござりますというのでもう、私はどうも理解ができないのです。だから、欧米がそういうふうな感じで努力をして参つておるのでございまして、そこで現在の農業金融の金利体系が今まで理想的だとは一つも考えませんので、これは公庫の金利につきましては、公庫の金利だけではなく、いろいろ経済の情勢も変わつて参りまするし、農業の姿も変わつて参るのでござりますので、こ

ざいまして、これはひとつ今後の問題としていろいろお知恵も拝借いたしまして研究をいたしたいと思つております。あなたは予算の関係で安くすると、いふんだつたら、まだ安くしようと思えばできると、こうおっしゃるから、それじゃ安くしたらと、予算ぐらいわざかなものですよ、一億八千万か一億七千万ぐらいの利子補給をしたって、それから、一般的市中金利もこれは比較にならぬほど安いわけであります。そういう努力がやはりなされなければならぬ。これはまだ検討中で結論が出ないといえどそれまでの話ですけれども、そんなことを今検討する段階じやないじやないですか。ずいぶんこれは長く続いている金利ですよ。ですから、そういう点でまずこれで発足させるといふことでは私は何とか理解ができるない。それを町村なり、あるいは県といふ地方財政の非常に貧弱な財政のこところに押しつけて、それで国は一分の補給で七分五厘でござりますというのでもう、私はどうも理解ができないのです。だから、欧米がそういうふうな感じで努力をして参つておるのでございまして、そこで現在の農業金融の金利体系が今まで理想的だとは一つも考えませんので、これは公庫の金利につきましては、公庫の金利だけではなく、いろいろ経済の情勢も変わつて参りまするし、農業の姿も変わつて参るのでござりますので、こ

体の金利の水準をそういう問題と関連のない問題ではございません。全体の経済情勢、それから金利状態、そういうものと当然関連のある問題でございましょうけれども、ただ私が申し上げましたのは、七分五厘がはたしてこれは金利政策と政策上からいって、これ以上に下げられないのか、上げられないのかという問題になりますと、これはまだ程度の問題であろうと思うのでございまして、そういう意味からいいますれば、いわゆるウエートとしては金利政策ということにしてこだわらなくとも農業部門においては現実にもそれよりも低金利のものを公庫等では出しておりますし、そういうような意味で今後の問題としては全体の金利体系といふものの中で農業における金利の体系といふものもやはり検討してできるだけ合理的なものに下げてゆくという一つ努力をすべきじゃないかと私も考えておりますので、そういうような意味で申し上げたわけでございます。

○政府委員(中野文門君) 先ほど来、たいへんいろいろと御意見なり御質問が出ておりまして、私、拝聴いたしておりますが、事柄が相当以上に重大なことですございまして、十分にひとつ御意思の存するところを汲みまして、真剣に検討いたしたいと思います。御了承をひとつ願いたいと思います。

○北村暢君 やっぱり経済局長の答弁と政務次官の答弁では、私は違うと思うのですよ。経済局長は努力すれば可能があるようなことを言うのですが、決して政務次官はそういうことを言わないわけですね。検討するということです。それはそれしか答弁やはりできないのじゃないかと、私はそう思っておるのですけれども、できるような話を言うものだから、ほんとうにできるのかできないのか、まあお伺いしたのですが、これは金利体系全体の問題だと思っています。しかし、私は、現状からいつて県が補給し、市町村が補給しておることは間違いないのです。これは坂村局長が認めておるとおり、そうでなければ農民に適した金利ではない。そういう現実だけはあるわけですね。

したがつて、これは町村が勝手にやるから、県が勝手にやるのだから、それは国の知ったことではないといつて、私はほうつて置かれる問題ではないと思います。これは金利政策の問題からいつても何からいつても、これはやはりそういうものが妥当であるのかどうなのかという政府の見解というものは

明らかにせらるべきだ。それと同時に、やはりこの日本の高金利政策の中には、なつかつ農業の近代化といふことについては欧米各国の農業金利である5%くらいまでに持っていくべきだ、これは私の主張なんでありまして、この点はひとつ、衆議院の論議においても、先ほどの櫻井委員の論議においても、まだ問題は私は解決したとは思っておりません。まだまだ問題は残つておると思っております。ですから、この問題は検討をされると、うどですから、十分ひとつ将来において検討をしていただきたいと思うわけです。

金利が少々高くて、償還期限が長いことは、實際に償還していく場合に負担は軽くなるわけなんです。そういう意味において、償還期限というの是非常に重要なと思うのですよ。ですから、お伺いしたいのは、この十年を十五年にしたということ、これは長いには長いに越したことはないということとで、ようけれども、これはどういうことを基準にこの十五年ということを考えておられるのかということですね、これをひとつ説明していただきたい。

ござります。たとえ、いろいろ農産品を作るとか、畜舎を作るとか、あるいは原動機を買うとか、農機具を買うとか、そういう場合におきましては、もちろん償還期限が非常に長いのはけでありますけれども、これらのものにやはり耐用年数もございまして、そういうようなものは、五年くらいでなくなってしまうようなものを三十年も二十年もかかってこれを返すことがあります。やはり耐用年数等も十分考えまして償還期限といふものも考えて参りませんのでござりますので、そういう点は、やはり耐用年数等も十分考えまして償還期限はきめて参りたいといふに考えております。

て、そういうようなものに対する債務保証を現在もやつておるものでござりますので、それをそのまま引き継いで二つの業務を信用基金協会ではやれることにしておこうと、こういう考え方でございます。

めに一兆円もある金を農業に有效地に使わせるために今の処置をとると、こういう説明をしておられる。今も同じことなんですね。そういうものが余つておって、約百六十億近い金を農民が地銀から借りなければならぬという

○清澤俊英君 大体そういうところから今借りておる金はどれくらいあるのですか。地銀等から借りておる金は大体どれくらいあるのか。

○政府委員(坂村吉正君) 総額は、今その調査がしつかりしたものがあるかどうかわかりませんけれども、全体といたしまして、地方銀行の貸し出しを見ますると、これは三十五年の十二月末でございますが、地方銀行から農業に貸し出しておりますものが百五十七億七億でございます。これは地方銀行の貸し出し総額が二兆二千七百三十九億、その中で百五十七億というものが農業に対して貸されていると、こういうことでございまして、比率といたしましては○・七%と、こういうことに

は、これは一体どこからそういう問題が起つたのか。
○政府委員(坂村吉正君) いろいろ農業の実情によりまして、これは地方銀行との取引のあるものもございまして、それから現実に末端における姿を見ますると、たとえば預金を全部が全部農協に持っていくという実態ではございません。あるいは銀行にも預けております。郵便局にも行っております。そういう実情でありますと、そういう関係で、地方銀行からものによつては借りるというものもあるうと思します。

○清澤俊英君 このほか農機具商から月賦でいろいろなものを借りたりしておりますが、そういうものを詳しく計算します。

算したら、膨大な金を農民が、自己の系統機関に一兆からの金を持っていって、何で借りぬだらう。これは重太な——局長はくだらないことを聞くと、こう思われるけれども、そういうばかな形が出てくるという陰には何かあるのじやないかと思うのです。私は何かあるのだと思うのです。借りられないというのは、何かがあると思ふのです。その点、どうお考えですか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるところ、末端におきましていろいろな事情があるうと思うのであります。そういう関係で、それは一兆円の預金がありまして、必ずしも金を借りる場合に農民に農協から全部借りるか、こう

○清澤俊英君
　　思うをするとして、あの人
　　おるといふこと
　　りたくないといふこと
　　うな気分を持つ
　　あるようである
　　るな問題がある
　　だけの金が農
　　協から出でて
　　あると思いま
　　農協の体制を
　　条件等で非常
　　助して農協の
　　こう、こうい
　　るわけであり

いう点もあるのであります。しかし、どうも借りてはあすこから幾ら借りてとがわかるからどうも借りるというような、そういうふうなところも現実にあります。そうしていろいろしまして、必ずしもそれ協にありながら十分に農業に足りないものを国で援助し出し体制を固めていよいよ考へを持つておられます。

私は、あなたが言うよ

が、利子補償金はもう個人へはかかりません。これが、おかかるところが、利子補償金になります。つまり、この資金は、あるのじやないことはなほだ生じないといふのが、共同利用施設に対しま

個人の施設は、そういうふうに借りれば、それで終わる。農協の内も借りれば、それで終わる。借金でやっておる。農協の方には保証はしてやる。紹介はしない。というような話をと、これはどうもちょっとのじないですかね。こういふのにもうと考えるべき点があるかと思う。

○清澤俊英君 個人の一般とは何をきうですか。個人の一般のただことじ書いてあるとおりの生活資金だけですか。

○政府委員(坂村吉正君) 個人がこの近代化のために、こういきめたりますような施設を買うために、資金を借りるという場合にはこの金でいくわけでございますが、そうでなくて、たとえば生活資金を借りるとかその他のものもございます。そういうふうなものに対して、從来ありました債務保証協会はその保証をやっていたものがあるわけでございます。したがいまして、そういう点も一応この債務保証協会としては、從来の債務保証協会の

しているところがわかった。といつて考へて、近ごろないと思うのです。それはそう數ないと思うのではなく、それは、また農協は農協としてくれないのである。農協は、農協としには、まだ農協は農協としているところがわかった。理思ふのです。単に貸してくれないというのではなく、どうもそりやうのです。單に貸してくれないというのではなく、どうもそりやうのです。単に貸してくれないというのではなく、どうもそりやうのです。単に貸してくれないといふのではありません。個人に対する貸すのでござります。公私個人の施設でござります。その個人が設に対しまして、利子補給も債務保証もしよう、その金は系統の金を使ふ、こういうことでござります。今度は、農協がら借りられないという点は、あるいは理事の連帯保証だとかある、いろいろ別に条件等もあつてむずかしい、信用がないとなかなか借りられないという面もございましたけれども、そういう点を考へまして、債務保証ということでお、そういう問題をひとつ解決して、そうして、その信用の補完をやつていこう、こういう考え方でござりますので、御要望の趣旨に全般的に沿つておるのでないかと思つて、いるのでございますが……。

個人の施設は、そういうふうに借金でやっておる。農協の内も借りれば、それで終わる。保証の方には保証はしてやる。のじじゃないですかね。こうなつてもうと考るべき点があるのかと思う。

○清澤俊英君 個人の一般とは何をきうですか、個人の一般のただこのこと書いてあるとおりの生活資金だけですか。

○政府委員(坂村吉正君) 個人がこの近代化のために、こういきめてありますような施設を買うために、資金を借りるという場合にはこの金でいくつも借りでございますが、そうでなくて、たとえば生活資金を借りるとかその他のものもございます。そういうようななものに対して、從来ありました債務保証協会はその保証をやつていたのがあります。したがいまして、そういう点も、一応この債務保証協会としては、從来の債務保証協会の

しているところがわかった。といつて考へて、近ごろないと思うのです。それはそう數ないと思うのではなく、それは、また農協は農協としてくれないのである。農協は、農協としには、まだ農協は農協としているところがわかった。理思ふのです。単に貸してくれないというのではなく、どうもそりやうのです。單に貸してくれないというのではなく、どうもそりやうのです。単に貸してくれないというのではなく、どうもそりやうのです。単に貸してくれないといふのではありません。個人に対する貸すのでござります。公私個人の施設でござります。その個人が設に対しまして、利子補給も債務保証もしよう、その金は系統の金を使ふ、こういうことでござります。今度は、農協がら借りられないという点は、あるいは理事の連帯保証だとかある、いろいろ別に条件等もあつてむずかしい、信用がないとなかなか借りられないという面もございましたけれども、そういう点を考へまして、債務保証ということでお、そういう問題をひとつ解決して、そうして、その信用の補完をやつていこう、こういう考え方でござりますので、御要望の趣旨に全般的に沿つておるのでないかと思つて、いるのでございますが……。

○清澤俊英君 五分の利子はわかりますが、それぐらいのこととは考えなけれども、他の資金についても債務保証もやります、こういう内容にしよう、こういうふうに合意に考へておるわけであります。
○大河原一次君 今後これは法人も入るわけですが、この法人の場合はいろいろあると思うのですが、農業基本法からくる、構造改善の線からくる、何といいますか、協業からくる有限会社に対するいはまた合資会社こうしたものに対しても、いわゆる共同化の生活近代化資金が受けられるわけですね、対象になるわけですね。

○政府委員(坂村吉正君) そのとおりでございます。

○清澤俊英君 何か河野さんの言われた一億二千万円の構想と、これどう結ばれるのですか。何か結ばれているところがあるのですか。

○政府委員(坂村吉正君) 先ほども櫻井委員の御質問に対しましてお答え申し上げましたように、来年度の問題といたしましては、構造改善を重点的に進めていく、一応十一年計画でということで考えておるのでですが、そこで、そういうところに対しましては、もちろん近代化資金はこのまま使われますけれども、これを特に重点的に利子をある程度下げるといふことのために、農業改良資金の方を充実いたしまして、こちらは無利子でござりますから、政府の金でこれを抱き合わせて、なるべく五分程度まで実質的に下げるようにしていこうということです、いろいろ検討している段階でございます。

ばならぬですよ。大体周東さんもあなた方に命じてあるのだから。周東さんは三分と言ふのですよ、三分で三十九年ぐらいのことを私は考えておるから、事務当局に命じておりますと、はつきり言うておられるのです。この間は何か聞きますと、河野さんは、衆議院の段階において、私も五分くらいのものはまあ実力者としてとつてみせると、言うておられたそうだ。だからそんなことは、それはきまつたものだと思つておるのでですが、それを聞いておるのでないのです。私はそんなものがどういう関連があるのか、こう聞いておるのであります。

來のいろいろ、土地改良その他いろいろの金も出ておりますから、そういう形で構想を検討したらどうか、こういうふうにとでございます。

○清澤俊英君 そうしますと、それこれが結ばれるというと、どこで結ばれる——きっと結ばれるところがあると思うのですが、まず第一土地改良、それから何とかの改良と、こう改良が二つ続いているのですね、土地改良がこちらの方に、融資の対象のところに交通道路というところに土地改良、それからいま一つ何かの改良と、こうなっているわけですね、改良となっているわけです。改良と造成は違うらしいですね。いろいろの法律を調べてみますと、造成は造成ときちつと出ている。一億何千万円もかけてこれは大した金じやありませんでけれども、これからほんとうに構造改造ををしようとするならば、相当の造成というものが要るようだと思うのです。この法律は改良でなくちや使われない。それとこれ、おんまるめるということはおかしいのじゃないか、私はその点で一つの疑問を持ったのです。これはそんなことで、きれいなことを言うているけれども、その実はこれから構造改造なんかいうようなものすごくちっぽけなものに仕上げちまうのじゃないか、そういうふう、改造というのですから。改造の金のこくわざかのものぐらい使ってやっていると、さつき北村さんのお話を聞いておれば、そうでもないようなところが出ておられますけれども、一応そういうことが考えられた、これ全体を見ていきますと、非常に小さい、小さいことにこれから近代化

をやつていいのじゃないか、こういうふうに考えられるのですが……。改良だけを考えている。しかもあなたが質問からいきますと、受け取られるところがあるのです。

○政府委員（坂村吉正君） その点も先ほど北村委員の御質問にお答え申し上げたのでござりまするけれども、この近代化資金におきまして「農業用道路」その他の施設の改良、造成又は取得」こういうものがございますが、これは先ほど申し上げましたように、今まで農業改良資金の融資でやっておりました小規模土地改良というのがあるのでござります。これは大体融資金額十万円以下ものを相手にしております。が、そういう小さなものでそれに付隨した道路等やはり造成や改良も一緒に農業改良資金で融資をしておったわけですが、ございまして、それをこれに引き継ぎましたのですから、そういう小規模土地改良とかあるいは道路、それに付隨する道路とか、そういう施設の改良造成、こういうものは当然これで見ようということを考えて、「その他」でほんとうに大きな……。あるいは土地改良につきましては公庫融資もござりまするし、それから主体はやはり補助で補助金でこれはやつていて、いうことでございまして、そういう内容になつておるのでござりますから、決してこれで構造改善をやつしていくと、いう考え方ぢやございません。これだけで構造改善をやれるという考え方では毛頭ございません。

○委員長(仲原喜一君) じゃ速記つけで。
〔速記中止〕

○北村暢君 今まで近代化資金のほうで、これもだいぶ質問が出ましたから詳しくは聞きませんが、一、二点だけ質問させていただきたいと思いますが、この協会の組織は一体どういう組織になるのか、これは全国的からこの末端の債務保証をするのに、むやみやたらにするわけにいかないでしようから、いろいろ業務があるのでどうか、その組織ですね、全国的な組織、それからその規模ですね、大体どのくらいの人員がこれに携わって、末端どういうふうな形になるのか、それから業務の委託ということでもって、協会は「業務法書で定めるところにより、その(業務債務の保証の決定を除く。)の一部を融資機関に委託受けてやる」ということは、これは何か混淆しゃうのじゃないか、融資をするものが自分で保証をするほうの委託を受けてやることは、非常に矛盾しているのじゃないかと思うのですね。それで、したがつてこの業務の委託ということが、協会の組織、規模と、それから末端の融資機関に業務を委託してしまうのでは、何が何だかさっぱりわからないことになるのではないかと思うのです。したがって、そういう点からしてこの十三条の規定といふものが、こういうことにはほかの保証協会というようなところにも例があるものなのか、それでこの

正確を期することができるのかどうな
のかと、いろいろ考へようがあ
ります。

○政府委員(坂村吉正君) 基金協会の構成といいますか、その性格につきま
しては、これはいろいろ考へようがあ
るのでござりまするが、財團的な性
格、社團的な性格、それはいろいろ一
長一短がござります。しかし、何とい
いましてもその基金を中心としての團
体でござりまするから、性格としては
財團的な性格が非常に強いと思うので
あります。しかし、完全に財團的な性
格でこれを考へますると、なかなかそ
の運用上からも協同組合系統金融の債
務保証でございますから、そういう点
からいしましてもどうかと思う点もござ
りますので、いろいろこの前の通
常国会におきましても、衆議院の審議
の過程におきましても御意見がござい
まして、そこでその議決権等も、政府
の原案では出資の一票一票という考え

それから委託の問題は、一応考えて
おりますのは、ほかの融資保証の場合
にも例がございまして、たとえば水產
の場合の中小企業の融資保証であると
か、あるいは開拓の融資の場合にもそ
ういう例がございますが、こういう協
同組合系統金融機関を大体使つております場合においては、債権の取り立て

につきましては、その融資機関に取り
立てを委託する、こういうことを実際
したいと思います。

○北村暢君 どうもちょっとわからな
いのですが、この基金協会といふのは、
現在各県に財團法人あるいは任意団体
である基金協会その他があるわけです
ね、そういうところがやつているもの
を、今度の法律によつてこれは何々県
信用基金協会、こういうものがこう今
度の法律によつてできるのじやないか
と思うのです。一体どのくらいの人員
の規模で、末端のほうが、今委任をさ
れるとおっしゃるけれども、県の段階
に協会が一つあって、末端には単協に
相当する融資機関として当たるわけで
すから、そういうところにもその協会
の業務を委譲してしまう、こういうこと
になって、県の段階に協会といふもの
が、何人かおつて、それで協会の組織
としては事足りるというふうに、こ
う考へておられるのか、相当末端の段
階まで協会といふものが組織陣容を
持つて保証業務をやつていいこうと、こ
ういうことを考へておられるのか、そ
こら辺のところを聞いています。

○政府委員(坂村吉正君) 組織といつ
しましては、こういう性格の仕事でござ
ります。したがつて、ただいまおつ
すので、その例にならつて考へたので
ございます。

ざいますするから、できるだけ簡素化を
する必要があらうと思うのでございま
す。したがいまして、ただいまおつ
すように、県なら県で信用基金協
会ができる、そこで大体、その他の組
織は持たないでやつていけるようにし
たらどうか、そういうような関係から
いたしまして、債務保証の決定とい
ふうな、そういう中心の仕事は、もち
ろん人には頼まれませんけれども、た
とえば債権の取り立てをする、いろい
る信用調査をする、そういう仕事もござ
りますが、そういうものは、できる
だけ農協がござりますから、農協に頼
んでそしてやつてもらうということも
おるのでござります。

規模は現在のところ大体一県で五人
前後あるいは十人前後、その程度の範
囲のようございまして、もちろん仕
事があえまするからある程度増員等も
しては大体それよりある程度ふくれ
るという程度ではあるまいかと、いふ
うに考へております。

それから現在財團法人のものと、任
意協会のものと、それからないところ
とございますが、これは財團法人のも
のについては、権利金關係が、そこでは
法律上はつきりしておりますから、そ
ういうものはその権利金關係をそのま
ま引き継げるようにして、こういうよ
うに思うのですが、ある県としない県が
あるのですから、したがつて、そういう
点の運用上の問題です。どういうふ
がわりするのではないか、こういうよ
うになるかということをお伺いしてい
るわけです。

○委員長(仲原善一君) 速記を始め
て。 討論は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認
めます。

○委員長(仲原善一君) 速記を始め
て。 討論は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認
めます。

以上が案文でございます。

別に御発言もなければ、この附帯決
議案を本委員会の決議とすることに御
異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認
めます。よつてさように決定いたしました。

右決議する。

以上が案文でございます。

別に御発言もなければ、この附帯決
議案を本委員会の決議とすることに御
異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 異議ないと認
めます。

以上が案文でございます。

別に御発言もなければ、この附帯決
議案を本委員会の決議とすること

年度計画に基づく沿岸漁業振興事業を行なう漁業協同組合又は漁業組合連合会に対し、当該沿岸漁業振興事業の実施に必要な資金で農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法第三百五十五号）第十八条第一項第五号、第五号の二、第七号又は第八号に掲げるものの貸付けを行なうものとする。

2 前項の規定による貸付金の貸付条件は、前条第一項第三号又は第四号の補助に係る沿岸漁業振興事業の実施に必要な資金として貸し付ける場合には、利率は年五分以内において、その他の沿岸漁業振興事業の実施に必要な資金として貸し付ける場合には、利率は年三分五厘以内、償還期間（据置期間を含む）は三十年以内、据置期間は五年以内において、農林漁業金融公庫がこれを定める。（沿岸漁業振興審議会）

2 審議会は、この法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十九条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法（昭和三十六年法律第号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

3 水産設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

（二）沿岸漁業振興法（昭和三十六年法律第号）に基づき、国の沿岸漁業振興基本計画及び沿岸漁業振興年度計画を定め、都道府県の沿岸漁業振興年度計画を承認し、

3 審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 委員は、沿岸漁業に関する学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（委任事項）

第十六条 この法律で命令に委任するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、農林省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法（昭和三十六年法律第号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「沿岸漁業振興法」とする。

3 水産設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条 水産厅に、附屬機関として、沿岸漁業振興審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、農林大臣の諮問に応じて、沿岸漁業の振興に関する重要な事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を農林大臣に建議することができる。

3 審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 委員は、沿岸漁業に関する学識経験を有する者の中から農林大臣が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任

理すること。

第四条第六号の二を同条第六号の三とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 国の沿岸漁業振興年度計画及び沿岸漁業振興事業を承認し、国

の行なう沿岸漁業振興事業を実施し、若しくは都道府県に委託し、又は沿岸漁業振興事業の助成に関する事務を処理すること。

理化及び漁民生活の改善に関する指導普及の事業をいう。

（試験研究等に対する助成）

第三条 国は、都道府県及びその他

の試験研究機関に対し、次の各号に掲げる経費を補助する。

一 水産改良研究員の設置につき、都道府県の要する経費の三分の一

二 第六条第二号の水産業改良普及事業に必要な試験研究を行なうための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費の二分の一

三 国及び地方の水産業の実情からみて緊要と認められる特定の試験研究につき、都道府県及びその他の試験研究機関の要する経費の全部又は一部

四 水面の総合利用を図るために必要な調査及び試験につき、都道府県の要する経費の二分の一

二 水産専門技術員又は水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による漁民に対する水産業又は漁民生活の改善に関する教示及び実地展示

一 水産専門技術員及び水産改良普及員の設置

研究機関に対して、必要な助言と協力とを求めることができる。

（水産業改良普及事業に対する助成）

第六条 国は、都道府県は対し、水産業改良普及事業に要する経費のうち、第一号及び第二号に掲げる事業に要する経費についてはその三分の二を、第三号から第六号まで掲げる事業に要する経費についてはその二分の一を補助する。

一 水産専門技術員及び水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による漁民に対する水産業又は漁民生活の改善に関する教示及び実地展示

二 水産専門技術員又は水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による漁民に対する水産業又は漁民生活の改善に関する教示及び実地展示

三 水産改良普及員の養成及び研修

四 水産専門技術員又は水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による漁民に対する水産業又は漁民生活の改善に関する教示及び実地展示

五 漁村における水産業又は漁民生活の改善に関する研究団体の自主的活動の助長

六 前四号の事業に必要な施設の整備

（水産業改良普及事業の実施）

第七条 この法律の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、水産業改良普及事業の実施に当たつては、農林大臣と協議して定めた方針によらなければならぬ。

（水産専門技術員及び水産改良普及員）

第八条 都道府県は、第六条第二号

（定義）

第二条 この法律において「水産業改良普及事業」とは、水産業に関する技術の改良、水産業経営の合

（農林省の試験研究機関の協力）

第五条 都道府県の水産試験研究機関は、水産業改良普及事業に必要な試験研究に關し、農林省の試験

市場（以下「指定市場」という。）において販売して当該多獲性大衆魚（漁業協同組合が自ら採捕したも）の及び同条第三項の販売の委託を受けたものに限る。以下「組合が販売した多獲性大衆魚」といふ。）の平均販売価格が第三条の規定により農林大臣が定めた当該多獲性大衆魚の保証価格に達しない場合には、その差額に前条の規定により農林大臣又は都道府県知事が定めたその組合の標準販売数量（その組合が販売した多獲性大衆魚の数量がその組合の標準販売数量に達しない場合には、その販売数量）を乗じて得た額に相当する金額の交付金を交付する。

第六条 前条の規定による交付金の交付

第六条 前条の規定による交付金の交付を受けた組合は、農林省令で定めるところにより、当該組合が販売した多獲性大衆魚につきその組合に第四条第三項の販売の委託をした組合員若しくは所属員又は自ら採捕した当該多獲性大衆魚を販売した多獲性大衆魚の平均販売価格が保証価格をこえる者を除くごとに、当該交付金の額を、それぞれの者に係る当該組合が多獲性大衆魚の販売数量（その数量が第四条第一項の政令で定める基準に基づき算定した数量をこえることは、当該算定した数量）を

乗じて得た額に応じて分し、当該交付金のうち、その漁業協同組合に対しあん分された額に相当する金額を除き、そのあん分された額に相当する金額をそれぞれ当該組合員又は所属員に交付しなければならない。

第七条 第四条第一項の規定による多獲性大衆魚の標準販売数量の決定を受けた組合は、その組合が自ら採捕した当該多獲性大衆魚並びに同条第三項の販売の委託をしたその組合員及びその所属員から販売の委託を受けた当該多獲性大衆魚を、農林省令で定めるところにより、指定市場において販売しなければならない。

（指定市場の開設者の報告）

第八条 指定市場の開設者は、農林省令で定めるところにより、第四条第一項の規定による多獲性大衆魚の標準販売数量の決定を受けた組合が当該市場において販売した多獲性大衆魚を当該市場において販売した場合には、その組合の名称及び住所並びに当該多獲性大衆魚の販売価格及び販売数量を農林大臣に報告しなければならない。

第九条 前条の規定による報告をする経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

（交付金の返還等）

第十条 政府は、第七条の規定に違反した組合に対し、第五条の規定による交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該組合から既

に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

第三章 輸入魚かすの売渡しの指示

第十一條 農林大臣は、多獲性大衆魚を原料として製造する魚かすの価格が著しく低落し又は低落するおそれがある場合において、その輸入価格を安定させるため特に必要があると認めるときは、水産物価格安定審議会の意見を聞いて、輸入魚かすの輸入業者に対し、その輸入に係る魚かすを水産物購買販売事業団に売り渡すべきことを指示することができる。

第十三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。
2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、多獲性大衆魚等の生産、流通又は消費に関する学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とし、農林大臣が任命する。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

6 委員及び専門委員は、非常勤とし、農林大臣が任命する。

7 委員及び専門委員は、非常勤とする。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 委員及び専門委員は、非常勤とする。

10 委員及び専門委員は、非常勤とする。

11 委員及び専門委員は、非常勤とする。

12 委員及び専門委員は、非常勤とする。

13 委員及び専門委員は、非常勤とする。

14 委員及び専門委員は、非常勤とする。

15 委員及び専門委員は、非常勤とする。

16 委員及び専門委員は、非常勤とする。

17 委員及び専門委員は、非常勤とする。

18 委員及び専門委員は、非常勤とする。

19 委員及び専門委員は、非常勤とする。

20 委員及び専門委員は、非常勤とする。

21 委員及び専門委員は、非常勤とする。

22 委員及び専門委員は、非常勤とする。

23 委員及び専門委員は、非常勤とする。

24 委員及び専門委員は、非常勤とする。

25 委員及び専門委員は、非常勤とする。

26 委員及び専門委員は、非常勤とする。

27 委員及び専門委員は、非常勤とする。

28 委員及び専門委員は、非常勤とする。

29 委員及び専門委員は、非常勤とする。

30 委員及び専門委員は、非常勤とする。

31 委員及び専門委員は、非常勤とする。

32 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第十八条 水産物購買販売事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

第十九条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

3 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

4 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

5 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

6 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

7 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

8 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

9 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

10 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

11 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

12 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

13 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

14 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

15 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

16 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

17 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

18 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

19 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

20 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

21 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

22 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

23 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

24 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

25 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

26 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

27 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

28 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

29 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

30 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

31 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

32 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

33 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

34 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

35 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

36 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

37 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

38 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

39 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

40 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

41 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

42 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

43 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

44 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

45 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

46 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

47 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

48 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

49 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

50 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

51 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

52 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

53 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

54 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

55 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

56 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

57 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

58 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

59 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

60 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

61 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

62 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

63 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

64 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

65 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

66 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

67 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

68 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

69 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

70 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

71 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

72 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

73 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

74 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

75 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

76 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

77 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

78 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

79 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

80 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

81 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

82 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

83 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

84 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

85 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

86 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

87 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

88 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

89 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

90 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

91 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

92 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

93 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

94 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

95 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

96 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

97 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

98 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

99 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

100 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

101 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

102 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

103 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

104 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

105 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

106 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

107 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

108 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

109 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

110 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

111 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

112 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

113 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

114 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

115 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

116 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

117 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

118 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

119 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

120 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

121 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

123 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

124 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

125 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

126 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

127 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

128 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

129 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

130 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

131 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

132 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

133 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

134 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

135 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

136 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

137 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

138 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

139 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

140 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

141 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、

農林大臣の認可を受けて、その資

本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業

団がその資本金を増加するとき

は、事業団に出資することができ

る。

(出資)

第三十二条 次の各号の一に該当す

る者は、事業団に出資することができ

る。

一 都道府県

二 水産業協同組合(漁業生産組

合)を除く。(以下同じ。)

三 水産業協同組合法第十条第一

項に規定する水産加工業を営む

者が組織する中小企業等協同組

合)を除く。

2 前項に規定する者についての出

資一口の金額は、十万円とする。

3 都道府県は、事業団に出資しよ

うとするときは、自治大臣の承認

を受けなければならない。

第二十三条 事業団に対抗するこ

とは、出資の払込みについて、相殺

をもつて事業団に対抗するこ

とができる。

(持分の払いもどし等の禁止)

第二十四条 事業団は、出資者に対

し、その持分を払いもどすことが

できない。

2 事業団は、出資者の持分を取得

し、又は質権の目的としてこれを

受け取ることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十五条 政府以外の出資者(以

下第六十一条まで「出資者」とい

う。)は、その持分の全部の譲渡し

によつてのみ出資者たる地位を失

うことができる。

(持分の譲渡し等)

第二十六条 出資者は、事業団の承

認を得なければ、その持分を譲り

渡すことができない。

第二十七条 第二十二条第一項に規定する者

でなければ、出資者の持分の譲渡

しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その

持分について、譲渡人の権利義務

を承継する。

4 出資者は、持分を共有すること

ができない。

(登記)

第二十七条 事業団は、政令で定め

るところにより、登記をしなけれ

ばならない。

2 前項の規定により登記をしなけ

ればならない事項は、登記の後で

なければ、これをもつて第三者に

対抗することができない。

(名称の使用制限)

第二十八条 事業団でない者は、水

産物貿易事業団という名称を

用いてはならない。

(民法の準用)

第二十九条 民法(明治二十九年法

律第八十九号)第四十四条及び第

五十三条の規定は、事業団について

第三十二条 事業団は、農林大臣が任

命する。

2 役員の任期は、三年とする。た

だし、補欠の役員の任期は、前任

者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ

る。

(役員の欠格条項)

第三十条 事業団に、役員として、

(役員)

第二節 役員等

内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第三十一条 理事長は、事業団を代

表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して

事業団の業務を掌理し、理事長に

事故があるときはその職務を代理

し、理事長が欠けたときはその職

務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところ

により、理事長及び副理事長を補

佐して事業団の業務を掌理し、理

事長及び副理事長に事故があると

きはその職務を代理し、理事長及

び副理事長が欠けたときはその職

務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査す

る。

(役員の任命及び任期)

第三十二条 役員は、農林大臣が任

命する。

2 役員の任期は、三年とする。た

だし、補欠の役員の任期は、前任

者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ

る。

(役員の欠格条項)

第三十三条 国会議員、國家公務員

(審議会、協議会等の委員その他

これに準ずる地位にある者で、非

常勤のものを除く。)地方公共團

体の議会の議員又は地方公共團體

の長若しくは常勤の職員は、役員

となることができない。

(役員の選任)

第三十七条 理事長は、副理事長、

理事又は事業団の職員のうちか

ら、事業団の從たる事務所の業務

に關し一切の裁判上又は裁判外の

行為をする権限を有する代理人を

選任することができる。

2 第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

第三十二条 評議員は、出資者たる法人の代表者及び事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

第三十三条 第二節 業務

(業務の範囲)

第四十二条 評議員は、出資者たる

法人の代表者及び事業団の業務に

關し学識経験を有する者のうちか

ら農林大臣が任命する。

2 第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

第三十四条 事業団は、第十七条の

目的を達するため、次の業務を行

なう。

一 多獲性大衆魚等の買入れ、交

換及び売渡し

二 多獲性大衆魚の加工又はこれ

を原料とする製品の製造

三 多獲性大衆魚等の保管

四 出資者たる水産業協同組合又

は中小企業等協同組合が、農林省令で定めるところにより、多

獲性大衆魚を加工し又はこれを

ならない。

2 農林大臣は、役員が心身の障

のため職務を執行することができ

ないと認めるとき、役員に職務上

の義務違反があるときその他の役員

たるに適しないと認めるときは、

その役員を解任することができ

る。

(評議員会)

第四十一条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応

じ、事業団の業務の運営に関する重

要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関

し、理事長に意見を述べることができ

る。

(評議員)

第四十二条 評議員は、出資者たる

法人の代表者及び事業団の業務に

關し学識経験を有する者のうちか

ら農林大臣が任命する。

2 第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

第三十三条 第二節 業務

(業務の範囲)

第四十三条 事業団は、第十七条の

目的を達するため、次の業務を行

なう。

一 多獲性大衆魚等の買入れ、交

換及び売渡し

二 多獲性大衆魚の加工又はこれ

を原料とする製品の製造

三 多獲性大衆魚等の保管

四 出資者たる水産業協同組合が、農林

省令で定めるところにより、多

獲性大衆魚を加工し又はこれを

獲得する。

2 事業団に、役員として、前項の

理事のほか、非常勤の理事七人以

原料として製造した製品で政令で定めるものの保管又は販売を、その加工し又は製造した者からの委託を受けて行なつた場合に、その水産業協同組合又は中小企業等協同組合に対し、その保管に要する経費の全部又は一部に充てるため、これに相当する金額を交付すること。

五 多獲性大衆魚等の需要の増進に関する業務

六 前各号の業務に附帯する業務

2 前項第一号に規定する業務は、第十一條の規定による農林大臣の指示に係る買入れを行なう場合を除き次条から第四十七條までに定めるところにより行なうものとする。

(買入れ)

第四十四条 事業団は、多獲性大衆魚等の価格が政令で定めるところにより農林大臣が定める価格を下つて著しく低落し、又は低落するおそれがあると認められる場合には、水産協同組合又は水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合から多獲性大衆魚等を当該農林大臣が定める価格で買入れができる。

2 前項の農林大臣が定める価格は、毎年、政令で定める期日までに、これを定めなければならぬ。

(売渡し)

第四十五条 事業団は、多獲性大衆魚等の価格が政令で定めるところにより農林大臣が定める価格をこえて著しく騰貴し、又は騰貴する

2 前条第二項の規定は、前項の農林大臣が定める価格について準用する。

3 事業団は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受け、多獲性大衆魚等の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する多獲性大衆魚等を売り渡すことができる。

(買入れ又は売渡しをしない場合)
第四十六条 事業団は、農林省令で定める理由があるときは、第四十四条の規定による買入れ又は前条の規定による売渡しをしない。

(交換)
第四十七条 事業団は、その保管する多獲性大衆魚等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の多獲性大衆魚等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

(業務方法書)
第四十八条 事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業団は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。
3 事業団は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

(事業年度) 第四十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終る。

(収入及び支出の予算等の認可) 第五十一条 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算) 第五十二条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表等の作成及び送付) 第五十三条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

(利益及び損失の処理) 第五十三条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときには、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計

算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第五十四条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第五十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 國債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十六条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第五十七条 この章に規定するもののはか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

(監督) 第五十九条 農林大臣は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときには、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に揭示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則

(出資者に対する通知又は催告)

第六十条 事業団が出資者に対する通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第六十一条 事業団は、定款、業務

方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 出資の引受け及び払込み年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 出資者及び事業団の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

第六十二条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するものほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

第六章 雜則

(大蔵大臣との協議)

第六十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十三条第一項第四号、第四十六条、第四十八条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

二 第二十条第二項、第二十一条第二項、第四十八条第二項、第五十条又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可を

三 第四十五条第三項、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

四 第五十五条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

(報告及び検査)

第六十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、水産業協同組合、水産業協同組合法第十一条に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合、指定市場の開設者又は魚介の輸入業者に対し、必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ。

第六十五条 第三十九条(第四十二条第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第五十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

七 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒ん

定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知しなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三 第二十四条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第二十四条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十七条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

六 第四十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒ん

昭和三十六年十月三十日印刷

昭和三十六年十月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局